

17. 学校教育法施行規則の一部を改正する省令の制定並びに幼稚園教育要領の全部を改正する告示，小学校学習指導要領の全部を改正する告示及び中学校学習指導要領の全部を改正する告示等の公示について（通知）

28文科初第1829号
平成29年3月31日

教員養成の課程を置く

各国公立大学長 殿
各指定教員養成機関の長

文部科学事務次官
戸谷 一夫

（印影印刷）

学校教育法施行規則の一部を改正する省令の制定並びに幼稚園教育要領の全部を改正する告示，小学校学習指導要領の全部を改正する告示及び中学校学習指導要領の全部を改正する告示等の公示について（通知）

このたび、平成29年文部科学省令第20号をもって、別添のとおり学校教育法施行規則の一部を改正する省令（以下「改正省令」という。）が制定され、また、平成29年文部科学省告示第62号、第63号及び第64号をもって、それぞれ別添のとおり、幼稚園教育要領の全部を改正する告示（以下「新幼稚園教育要領」という。）、小学校学習指導要領の全部を改正する告示（以下「新小学校学習指導要領」という。）及び中学校学習指導要領の全部を改正する告示（以下「新中学校学習指導要領」という。）が公示されました。

新幼稚園教育要領は平成30年4月1日から、改正省令及び新小学校学習指導要領は平成32年4月1日から、新中学校学習指導要領は平成33年4月1日から施行されます。

今回の改正は、平成28年12月21日の中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」（以下「答申」という。）を踏まえ、幼稚園、小学校及び中学校の教育課程の基準の改善を図ったものです。本改正の概要及び留意事項は下記のとおりですので、十分に御了知いただき、その趣旨が十分達成されるよう教員養成の上でも格別の御配慮をお願いします。

記

1. 改正の概要

（1）幼稚園、小学校及び中学校の教育課程の基準の改善の基本的な考え方

- ・ 教育基本法、学校教育法などを踏まえ、我が国のこれまでの教育実践の蓄積を活かし、豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手となることが期待される子供たちが急速に変化し予測不可能な未来社会において自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を一層確

実に育成することとしたこと。その際、子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視したこと。

- ・ 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する現行学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成することとしたこと。
- ・ 先行する特別教科化など道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成することとしたこと。
- ・ 新たに「前文」を設け、新学習指導要領等を定めるに当たっての考え方を、明確に示したこと。

(2) 知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」の実現

○「何ができるようになるか」を明確化

- ・ 子供たちに育む「生きる力」を資質・能力として具体化し、「何のために学ぶのか」という学習の意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出していけるよう、各教科等の目標及び内容を、①知識及び技能、②思考力、判断力、表現力等、③学びに向かう力、人間性等の三つの柱で再整理したこと。

○主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

- ・ 我が国のこれまでの教育実践の蓄積に基づく授業改善の活性化により、児童生徒の知識の理解の質の向上を図り、これからの時代に求められる資質・能力を育てていくことが重要であること。そのため、小・中学校においては、これまでと全く異なる指導方法を導入しなければならないなどと浮足立つ必要はなく、これまでの教育実践の蓄積をしっかりと引き継ぎ、子供たちの実態や教科等の学習内容等に応じた指導の工夫改善を図ること。
- ・ 上記の資質・能力の三つの柱が、偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、子供たちの主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこととしたこと。

(3) 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立

- ・ 教科等の目標や内容を見渡し、特に学習の基盤となる資質・能力（言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等）や豊かな人生の実現や災害等を乗り越えて次代の社会を形成することに向けた現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成のためには、教科等横断的な学習を充実する必要があること。

また、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善については、1単位時間の授業の中で全てが実現できるものではなく、単元など内容や時間のまとまりの中で、習得・活用・探究のバランスを工夫することが重要であるとしたこと。

- ・ そのため、学校全体として、子供たちや学校、地域の実態を適切に把握し、教育内容や時間の適切な配分、必要な人的・物的体制の確保、実施状況に基づく改善などを通して、教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントに努めるものとしたこと。

(4) 幼稚園における主な改善事項

- ・ 新幼稚園教育要領においては、幼稚園教育において育みたい資質・能力（「知識及び技能の基礎」、「思考力、判断力、表現力等の基礎」、「学びに向かう力、人間性等」）を明確にしたこと。
- ・ 5歳児修了時までには育ってほしい具体的な姿を「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」として明確にしたこと。（「健康な心と体」「自立心」「協同性」「道徳性・規範意識の芽生え」「社会生活との関わり」「思考力の芽生え」「自然との関わり・生命尊重」「数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚」「言葉による伝え合い」「豊かな感性と表現」）
- ・ 幼稚園において、我が国や地域社会における様々な文化や伝統に親しむことなど、教育内容の充実を図ったこと。

(5) 小・中学校の教育内容の主な改善事項

① 言語能力の確実な育成

- ・ 発達の段階に応じた、語彙の確実な習得、意見と根拠、具体と抽象を押さえて考えるなど情報を正確に理解し適切に表現する力の育成を図ることとしたこと。
- ・ 学習の基盤としての各教科等における言語活動（実験レポートの作成、立場や根拠を明確にして議論することなど）を充実させたこと。

② 情報活用能力の育成

- ・ コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ることとしたこと。
- ・ 小学校においては、各教科等の特質に応じて、コンピュータでの文字入力等の習得、プログラミング的思考の育成のための学習活動を実施することとしたこと。

③ 理数教育の充実

- ・ 前回改訂において2～3割程度授業時数を増加し充実させた内容を今回も維持した上で、日常生活等から問題を見いだす活動や見通しをもった観察・実験などを充実させたこと。
- ・ 必要なデータを収集・分析し、その傾向を踏まえて課題を解決するための統計教育や自然災害に関する内容を充実させたこと。

④ 伝統や文化に関する教育の充実

- ・ 古典など我が国の言語文化や、県内の主な文化財や年中行事の理解、我が国や郷土の音楽、和楽器、武道、和食や和服などの指導を充実させたこと。

⑤ 体験活動の充実

- ・ 生命の有限性や自然の大切さ、挑戦や他者との協働の重要性を実感するため、体験活動を充実させ、自然の中での集団宿泊体験活動や職場体験を重視したこと。

⑥ 外国語教育の充実

- ・ 小学校において、中学年で「外国語活動」を、高学年で「外国語科」を導入したこと。（なお、小学校の外国語教育の充実に当たっては、新教材の整備、研修、外部人材の活用などの条件整備を行い支援することとしている。）
- ・ 小・中・高等学校一貫した学びを重視し、外国語能力の向上を図る目標を設定するとともに、国語教育との連携を図り日本語の特徴や言語の豊かさに気付く指導を充実させたこと。

(6) 道徳教育の充実

- 平成27年3月27日付け26文科初1339号「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の制定、小学校学習指導要領の一部を改正する告示、中学校学習指導要領の一部を改正する告示及び特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の一部を改正する告示の公示並びに移行措置等について（通知）」により既にお伝えしたとおりであり、小学校で平成30年4月1日から、中学校で平成31年4月1日から施行される内容等に変更はないこと。

平成27年の一部改正の内容は、道徳の時間を教育課程上、特別の教科である道徳（以下「道徳科」という。）として新たに位置付け、発達の段階に応じ、答えが一つではない課題を一人一人の児童生徒が道徳的な問題と捉え向き合う「考える道徳」、「議論する道徳」へと転換を図るものであること。

- 道徳科の内容項目について、いじめ問題への対応の充実や発達の段階をより一層踏まえた体系的なものに見直すとともに、問題解決的な学習や体験的な学習などを取り入れ、指導方法の工夫を行うことについて示したこと。
- 道徳科における学習状況及び道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導の改善に生かすこと。ただし、数値による評価は行わないこと。

具体的には、平成28年7月29日付け28文科初第604号「学習指導要領の一部改正に伴う小学校、中学校及び特別支援学校小学部・中学部における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」（以下「道徳科の学習評価及び指導要録の改善通知」という。）においてお知らせしたとおり、他の児童生徒との比較ではなく、児童生徒がいかに成長したかを積極的に受け止めて認め、励ます個人内評価として記述により行うこと。

(7) 特別支援教育に関する主な改善事項

- 特別支援学級や通級による指導における個別の指導計画等を全員作成するとともに、通常学級における障害のある幼児児童生徒などについて、個別の指導計画等を作成し活用することに努めることとしたこと。
- 各教科等の指導に当たり、学習上の困難に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこととしたこと。

(8) その他の改善事項

- 初等中等教育の一貫した学びを充実させるため、小学校入学当初における生活科を中心とした「スタートカリキュラム」を充実させるとともに、幼小、小中、中高といった学校段階間の円滑な接続や教科等横断的な学習を重視したこと。
- 児童生徒一人一人の発達を支える観点から、学級経営や生徒指導、キャリア教育の充実と教育課程の関係について、小学校及び中学校を通して明記したこと。
- 日本語の習得に困難のある児童生徒や不登校の児童生徒への教育課程、夜間その他の特別の時間に授業を行う課程について定めたこと。
- 部活動については、教育課程外の学校教育活動として教育課程との関連を留意し、社会教育関係団体等との連携による持続可能な運営体制について定めたこと。
- 障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むことを明らかにしたこと。

(9) 授業時数等の教育課程の基本的枠組み

小学校の教育課程に外国語を加え、各教科等の各学年における授業時数及び総授業時数を以下のとおりに変更したこと（中学校は変更なし）。

① 小学校

区	分	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
各教科の 授業時数	国語	306	315	245	245	175	175
	社会			70	90	100	105
	算数	136	175	175	175	175	175
	理科			90	105	105	105
	生活	102	105				
	音楽	68	70	60	60	50	50
	図画工作	68	70	60	60	50	50
	家庭					60	55
	体育	102	105	105	105	90	90
	外国語					70	70
特別の教科である道徳の授業時数		34	35	35	35	35	35
外国語活動の授業時数				35	35		
総合的な学習の時間の授業時数				70	70	70	70
特別活動の授業時数		34	35	35	35	35	35
総授業時数		850	910	980	1015	1015	1015

注1 この表の授業時数の1単位時間は、45分とする。

2 特別活動の授業時数は、小学校学習指導要領で定める学級活動（学校給食に係るものを除く。）に充てるものとする。

② 中学校

区	分	第1学年	第2学年	第3学年
各教科の 授業時数	国語	140	140	105
	社会	105	105	140
	数学	140	105	140
	理科	105	140	140
	音楽	45	35	35
	美術	45	35	35
	保健体育	105	105	105
	技術・家庭	70	70	35
	外国語	140	140	140
特別の教科である道徳の授業時数		35	35	35
総合的な学習の時間の授業時数		50	70	70
特別活動の授業時数		35	35	35
総授業時数		1015	1015	1015

注1 この表の授業時数の1単位時間は、50分とする。

2 特別活動の授業時数は、中学校学習指導要領で定める学級活動（学校給食に係るものを除く。）に充てるものとする。

2. 留意事項

(1) 移行措置期間の特例

平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間における現行の小学校学習指導要領（平成20年文部科学省告示第27号）及び平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間における現行の中学校学習指導要領（平成20年文部科学省告示第28号）の必要な特例については、追ってこれを告示し、別途通知する予定であること。

(2) 入学者選抜における学力検査等

平成32年度以降に実施する中学校の入学者選抜における学力検査については、新小学校学習指導要領に定める各教科の内容が出題範囲となるよう配慮すること。また、平成33年度以降に実施する高等学校の入学者選抜における学力検査については、新中学校学習指導要領に定める各教科の内容が出題範囲となるよう配慮すること。

また、中学校及び高等学校の入学者選抜に当たっては、新小学校学習指導要領及び新中学校学習指導要領の趣旨を踏まえ、基礎的・基本的な知識及び技能の習得とともに、思考力、判断力、表現力等についてもバランスよく問うことに留意し、知識及び技能を活用する力に関する出題の充実に配慮すること。

なお、道徳科の学習評価及び指導要録の改善通知においてお知らせしたとおり、道徳科の評価については、調査書に記載せず、入学者選抜の合否判定に活用することがないようにすること。

(3) 新学習指導要領等の実施に必要な諸条件の整備

答申において指摘されているとおり、新学習指導要領等の実現のためには、これからの学校教育の在り方に関わる諸改革との連携を図るとともに、教員の授業改善や子供と向き合う時間を確保し、教員一人一人が力を発揮できるようにする必要があること。

具体的には、平成29年4月から施行される教育公務員特例法等の改正を受け、教員養成・採用・研修を一体として、教員の資質・能力の向上を図ること。子供一人一人の学びを充実させるためのきめ細かな指導など新学習指導要領等における指導や業務の在り方に対応する指導体制の充実を図ること。教職員の業務の見直しや部活動の運営の適正化などによる業務の適正化を図ること。学校図書館の充実やICT環境の整備など教材や教育環境の整備・充実を図ること。

(4) 新学習指導要領等の周知・徹底

新学習指導要領等の理念が各学校において実現するためには、各学校の教職員が新学習指導要領等の理念や内容についての理解を深める必要がある。このため、文部科学省としては平成29年度に集中的に新学習指導要領等に関する説明会を開催するとともに、一人一人の教職員が直接利用できる各種の広報媒体を通じて、周知・徹底を図ることとしており、各教育委員会等においても、新学習指導要領等に関する研修会を開催し、教職員への周知・徹底を図ること。

また、学習指導要領は大綱的な基準であることから、その記述の意味や解釈などの詳細については、文部科学省が作成・公表する学習指導要領解説において説明することを予定している。このため、学習指導要領解説を活用して、教職員が学習指導要領についての理解を深められるよう周知・徹底を図ること。

(5) 家庭・地域等との連携・協働の推進

学校がその目的を達成するため、学校や地域の実態等に応じ、教育活動の実施に必要な人的又は物的な体制を家庭や地域の人々の協力を得ながら整えるなど、家庭や地域社会との連携及び協働を深めること。また、高齢者や異年齢の子供など、地域における世代を越えた交流の機会を設けること。

なお、文部科学省においては、新学習指導要領等の円滑な実施に向けて幅広い関係者との連携・協働を図ることとし、例えば、小学校におけるプログラミング教育の支援のため、関係省庁・企業等と連携して「未来の学びコンソーシアム」を設立（平成29年3月）しており、各教育委員会等においても幅広い地域住民等との連携・協働により学校を支える体制を構築することが期待されること。

[参考] 文部科学省ホームページアドレス

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/

本件担当：文部科学省 電話：03（5253）4111（代表）

（下記以外）

初等中等教育局 教育課程課（内線4732）

（幼稚園関係）

初等中等教育局 幼児教育課（内線2710）

（外国語関係）

初等中等教育局 国際教育課（内線3785）

（体育、保健関係）

スポーツ庁 政策課（内線2674）

（情報教育関係）

生涯学習政策局 情報教育課（内線2664）

18. 小学校教員養成課程における外国語教育への対応について（通知）

28文科初第1877号

平成29年3月31日

小学校教員養成課程認定大学大学長 殿

文部科学省初等中等教育局長

藤 原 誠

(印影印刷)

小学校教員養成課程における外国語教育への対応について（通知）

小学校における外国語教育については、平成21年度より小学校の教職課程に外国語活動が導入され、「小学校教諭の教職課程等における外国語活動の取扱いについて（通知）」（平成21年1月14日付け20初教職第24号）において、小学校教諭の教職課程における外国語活動に関する指導法を、「教科又は教職に関する科目」の中に位置づけた上で、開設することが望まれることとし、「グローバル化に対応した英語教育改革実施計画」の策定について（情報提供）」（平成26年1月22日付け事務連絡）において、各大学の教職課程において、小学校の外国語活動等の現行学習指導要領の内容等を踏まえ、英語教育に関する内容の一層の改善充実を図っていただくようお願いをしてきたところです。

また、平成28年12月21日中央教育審議会において、「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」が取りまとめられ、次期学習指導要領においては、小学校中学年から外国語活動を通じて外国語に慣れ親しませ、外国語学習への動機付けを高めた上で、高学年から教科として系統的な指導を行うことが提言されたことを受け、平成29年3月31日付けで、小学校学習指導要領の全部を改正する告示が公示されました。

これらを踏まえ、小学校教員養成課程を有する各大学の御協力の下、平成28年10月6日付で小学校教諭の教職課程における外国語教育への対応状況についての調査（以下、「調査」という。）を依頼し、今般、その結果をとりまとめたところです。

今回の調査において、約44%の大学が教員養成課程内及び、約11%の大学が教員養成課程外において、教科としての小学校外国語教育の指導力向上に関するプログラムを開設していることが明らかとなったように、小学校教員養成課程を有する各大学においては、小学校外国語教育の教科化に向けた取組を進めていただいております。

小学校では、平成32年度より次期学習指導要領の全面実施が予定されるとともに、平成30年度からは、各学校の判断により、新課程の内容の全部又は一部について、先行して次期学習指導要領による教育課程の編成・実施が認められることとなります。同時に、現行の小学校学習指導要領による場合にも、次期学習指導要領に円滑に移行できるよう、新課程の内容を追加又は適用することが想定されています。

つきましては、平成29年度以降に卒業し、小学校教員の免許状を取得する学生については、採用後、平成30年度より次期学習指導要領による教科としての外国語教育を指導することが求められる可能性があることを踏まえ、現在、小学校教員養成課程に在籍する学生に対して、教員として採用される前に教職課程内外を通してその指導法等を学ぶ機会を設けていただくようお願いいたします。

貴小学校教員養成課程認定大学におかれては、本調査結果その他の別添資料を参考にしながら、引き続き、次期学習指導要領に向けて、教科としての小学校外国語教育の指導力を向上するための機会の提供・充実に取り組まれるよう御理解・御協力をお願いいたします。あわせて平成26年度、平成27年度に文部科学省が開発した補助教材とその説明資料を送付いたしますので、次期学習指導要領に対応した指導を行う際に、積極的に御活用願います。

別添1：小学校教員養成課程における教科外国語への対応状況調査結果

別添2：教科としての小学校外国語教育の指導力向上に関するプログラムの例

別添3：小学校の新たな外国語教育における新教材 年間指導計画例素案

別添4：「英語教育強化地域拠点事業」「外部専門機関と連携した英語指導力向上事業」における取組及び小学校英語の早期化・教科化に対応した補助教材等の検証について

別添5：参考情報一覧

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局

電話 03-5253-4111（代表）

教職員課 教員免許企画室 免許係（内線2453）

国際教育課外国語教育推進室企画調整係（内線3787）

19. 小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）

30文科初第1845号
平成31年3月29日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国大学長 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長
永山賀久

(印影印刷)

小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）

この度，中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会において，「児童生徒の学習評価の在り方について（報告）」（平成31年1月21日）（以下「報告」という。）がとりまとめられました。

報告においては，新学習指導要領の下での学習評価の重要性を踏まえた上で，その基本的な考え方や具体的な改善の方向性についてまとめられています。

文部科学省においては，報告を受け，新学習指導要領の下での学習評価が適切に行われるとともに，各設置者による指導要録の様式の決定や各学校における指導要録の作成の参考となるよう，学習評価を行うに当たっての配慮事項，指導要録に記載する事項及び各学校における指導要録作成に当たっての配慮事項等を別紙1～5及び参考様式のとおりとりまとめました。

については，下記に示す学習評価を行うに当たっての配慮事項及び指導要録に記載する事項の見直しの要点並びに別紙について十分に御了知の上，各都道府県教育委員会におかれては，所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対し，各指定都市教育委員会におかれては，所管の学校に対し，各都道府県知事及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては，所轄の学校及び学校法人等に対し，附属学校を置く各国公立大学長におかれては，その管下の学校に対し，新学習指導要領の下で，報告の趣旨を踏まえた学習指導及び学習評価並びに指導要録の様式の設定等が適切に行われるよう，これらの十分な周知及び必要な指導等をお願いします。さらに，幼稚園，特別支援学校幼稚部，保育所及び幼保連携型認定こども園（以下「幼稚園等」という。）と小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）

及び特別支援学校小学部との緊密な連携を図る観点から、幼稚園等においてもこの通知の趣旨の理解が図られるようお願いいたします。

なお、平成22年5月11日付け22文科初第1号「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」のうち、小学校及び特別支援学校小学部に関する部分は2020年3月31日をもって、中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）及び特別支援学校中学部に関する部分は2021年3月31日をもって廃止することとし、また高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）及び特別支援学校高等部に関する部分は2022年4月1日以降に高等学校及び特別支援学校高等部に入学する生徒（編入学による場合を除く。）について順次廃止することとします。

なお、本通知に記載するところのほか、小学校、中学校及び特別支援学校小学部・中学部における特別の教科である道徳（以下「道徳科」という。）の学習評価等については、引き続き平成28年7月29日付け28文科初第604号「学習指導要領の一部改正に伴う小学校、中学校及び特別支援学校小学部・中学部における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」によるところとし、特別支援学校（知的障害）高等部における道徳科の学習評価等については、同通知に準ずるものとし、ます。

記

1. 学習評価についての基本的な考え方

(1) カリキュラム・マネジメントの一環としての指導と評価

「学習指導」と「学習評価」は学校の教育活動の根幹であり、教育課程に基づいて組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図る「カリキュラム・マネジメント」の中核的な役割を担っていること。

(2) 主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善と評価

指導と評価の一体化の観点から、新学習指導要領で重視している「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を通して各教科等における資質・能力を確実に育成する上で、学習評価は重要な役割を担っていること。

(3) 学習評価について指摘されている課題

学習評価の現状としては、(1)及び(2)で述べたような教育課程の改善や授業改善の一連の過程に学習評価を適切に位置付けた学校運営の取組がなされる一方で、例えば、学校や教師の状況によっては、

- ・ 学期末や学年末などの事後での評価に終始してしまうことが多く、評価の結果が児童生徒の具体的な学習改善につながっていない、
- ・ 現行の「関心・意欲・態度」の観点について、挙手の回数や毎時間ノートをとっているかなど、性格や行動面の傾向が一時的に表出された場面を捉える評価であるような誤解が払拭できていない、
- ・ 教師によって評価の方針が異なり、学習改善につなげにくい、
- ・ 教師が評価のための「記録」に労力を割かれて、指導に注力できない、
- ・ 相当な労力をかけて記述した指導要録が、次の学年や学校段階において十分に活用されていない、

といった課題が指摘されていること。

(4) 学習評価の改善の基本的な方向性

(3)で述べた課題に比べるとともに、学校における働き方改革が喫緊の課題となっていることも踏まえ、次の基本的な考え方に立って、学習評価を真に意味のあるものとすることが重要であること。

- ① 児童生徒の学習改善につながるものにしていくこと
 - ② 教師の指導改善につながるものにしていくこと
 - ③ これまで慣行として行われてきたことでも、必要性・妥当性が認められないものは見直していくこと
- これに基づく主な改善点は次項以降に示すところによること。

2. 学習評価の主な改善点について

- (1) 各教科等の目標及び内容を「知識及び技能」，「思考力，判断力，表現力等」，「学びに向かう力，人間性等」の資質・能力の三つの柱で再整理した新学習指導要領の下での指導と評価の一体化を推進する観点から，観点別学習状況の評価の観点についても，これらの資質・能力に関わる「知識・技能」，「思考・判断・表現」，「主体的に学習に取り組む態度」の3観点到整理して示し，設置者において，これに基づく適切な観点を設定することとしたこと。その際，「学びに向かう力，人間性等」については，「主体的に学習に取り組む態度」として観点別学習状況の評価を通じて見取ることができる部分と観点別学習状況の評価にはなじまず，個人内評価等を通じて見取る部分があることに留意する必要があることを明確にしたこと。
- (2) 「主体的に学習に取り組む態度」については，各教科等の観心の趣旨に照らし，知識及び技能を獲得したり，思考力，判断力，表現力等を身に付けたりすることに向けた粘り強い取組の中で，自らの学習を調整しようとしているかどうかを含めて評価することとしたこと（各教科等の観心の趣旨は，本通知の別紙4及び別紙5に示している）。
- (3) 学習評価の結果の活用の際には，各教科等の児童生徒の学習状況を観心別に捉え，各教科等における学習状況を分析的に把握することが可能な観心別学習状況の評価と，各教科等の児童生徒の学習状況を総括的に捉え，教育課程全体における各教科等の学習状況を把握することが可能な評定の双方の特長を踏まえつつ，その後の指導の改善等を図ることが重要であることを明確にしたこと。
- (4) 特に高等学校及び特別支援学校（視覚障害，聴覚障害，肢体不自由又は病弱）高等部における各教科・科目の評価について，学習状況を分析的に捉える観心別学習状況の評価と，これらを総括的に捉える評定の両方について，学習指導要領に示す各教科・科目の目標に基づき学校が地域や生徒の実態に即して定めた当該教科・科目の目標や内容に照らし，その実現状況を評価する，目標に準拠した評価として実施することを明確にしたこと。

3. 指導要録の主な改善点について

指導要録の改善点は以下に示すほか，別紙1から別紙3まで及び参考様式に示すとおりであること。設置者や各学校においては，それらを参考に指導要録の様式の設定や作成に当たることが求められること。

- (1) 小学校及び特別支援学校（視覚障害，聴覚障害，肢体不自由又は病弱）小学部における「外国語活動の記録」については，従来，観心別に設けていた文章記述欄を一本化した上で，評価の観心に即して，児童の学習状況に顕著な事項がある場合にその特徴を記入することとしたこと。
- (2) 高等学校及び特別支援学校（視覚障害，聴覚障害，肢体不自由又は病弱）高等部における「各教科・科目等の学習の記録」については，観心別学習状況の評価を充実する観心から，各教科・科目の観心別学習状況を記載することとしたこと。
- (3) 高等学校及び特別支援学校（視覚障害，聴覚障害，肢体不自由又は病弱）高等部における「特別活動の記録」については，教師の勤務負担軽減を図り，観心別学習状況の評価を充実する観心から，文章記述を改め，各学校が設定した観心を記入した上で，各活動・学校行事ごとに，評価の観心に照らして十分満足できる活動の状況にあると判断される場合に，○印を記入することとしたこと。

- (4) 特別支援学校（知的障害）各教科については、特別支援学校の新学習指導要領において、小・中・高等学校等との学びの連続性を重視する観点から小・中・高等学校の各教科と同様に育成を目指す資質・能力の三つの柱で目標及び内容が整理されたことを踏まえ、その学習評価においても観点別学習状況を踏まえて文章記述を行うこととしたこと。
- (5) 教師の勤務負担軽減の観点から、①「総合所見及び指導上参考となる諸事項」については、要点を箇条書きとするなど、その記載事項を必要最小限にとどめるとともに、②通級による指導を受けている児童生徒について、個別の指導計画を作成しており、通級による指導に関して記載すべき事項が当該指導計画に記載されている場合には、その写しを指導要録の様式に添付することをもって指導要録への記入に替えることも可能とするなど、その記述の簡素化を図ることとしたこと。

4. 学習評価の円滑な実施に向けた取組について

- (1) 各学校においては、教師の勤務負担軽減を図りながら学習評価の妥当性や信頼性が高められるよう、学校全体としての組織的かつ計画的な取組を行うことが重要であること。具体的には、例えば以下の取組が考えられること。
- ・ 評価規準や評価方法を事前に教師同士で検討し明確化することや評価に関する実践事例を蓄積し共有すること。
 - ・ 評価結果の検討等を通じて評価に関する教師の力量の向上を図ること。
 - ・ 教務主任や研究主任を中心として学年会や教科等部会等の校内組織を活用すること。
- (2) 学習評価については、日々の授業の中で児童生徒の学習状況を適宜把握して指導の改善に生かすことに重点を置くことが重要であること。したがって観点別学習状況の評価の記録に用いる評価については、毎回の授業ではなく原則として単元や題材など内容や時間のまとまりごとに、それぞれの実現状況を把握できる段階で行うなど、その場面を精選することが重要であること。
- (3) 観点別学習状況の評価になじまず個人内評価の対象となるものについては、児童生徒が学習したことの意義や価値を実感できるよう、日々の教育活動等の中で児童生徒に伝えることが重要であること。特に「学びに向かう力、人間性等」のうち「感性や思いやり」など児童生徒一人一人のよい点や可能性、進歩の状況などを積極的に評価し児童生徒に伝えることが重要であること。
- (4) 言語能力、情報活用能力や問題発見・解決能力など教科等横断的な視点で育成を目指すこととされた資質・能力は、各教科等における「知識・技能」，「思考・判断・表現」，「主体的に学習に取り組む態度」の評価に反映することとし、各教科等の学習の文脈の中で、これらの資質・能力が横断的に育成・発揮されることが重要であること。
- (5) 学習評価の方針を事前に児童生徒と共有する場面を必要に応じて設けることは、学習評価の妥当性や信頼性を高めるとともに、児童生徒自身に学習の見通しをもたせる上で重要であること。その際、児童生徒の発達の段階等を踏まえ、適切な工夫が求められること。
- (6) 全国学力・学習状況調査や高校生のための学びの基礎診断の認定を受けた測定ツールなどの外部試験や検定等の結果は、児童生徒の学習状況を把握するために用いることで、教師が自らの評価を補完したり、必要に応じて修正したりしていく上で重要であること。
- このような外部試験や検定等の結果の利用に際しては、それらが学習指導要領に示す目標に準拠したものではない場合や、学習指導要領に示す各教科の内容を網羅的に扱うものではない場合があることから、これらの結果は教師が行う学習評価の補完材料であることに十分留意が必要であること。
- (7) 法令に基づく文書である指導要録について、書面の作成、保存、送付を情報通信技術を用いて行うことは現行の制度上も可能であり、その活用を通して指導要録等に係る事務の改善を推進することが重要であること。特に、統合型校務支援システムの整備により文章記述欄などの記載事

項が共通する指導要録といわゆる通知表のデータの連動を図ることは教師の勤務負担軽減に不可欠であり、設置者等においては統合型校務支援システムの導入を積極的に推進すること。仮に統合型校務支援システムの整備が直ちに困難な場合であっても、校務用端末を利用して指導要録等に係る事務を電磁的に処理することも効率的であること。

これらの方法によらない場合であっても、域内の学校が定めるいわゆる通知表の記載事項が、当該学校の設置者が様式を定める指導要録の「指導に関する記録」に記載する事項を全て満たす場合には、設置者の判断により、指導要録の様式を通知表の様式と共通のものとすることが現行の制度上も可能であること。その際、例えば次のような工夫が考えられるが、様式を共通のものとする際には、指導要録と通知表のそれぞれの役割を踏まえることも重要であること。

- ・ 通知表に、学期ごとの学習評価の結果の記録に加え、年度末の評価結果を追記することとする。
- ・ 通知表の文章記述の評価について、指導要録と同様に、学期ごとではなく年間を通じた学習状況をまとめて記載することとする。
- ・ 指導要録の「指導に関する記録」の様式を、通知表と同様に学年ごとに記録する様式とすること。

(8) 今後、国においても学習評価の参考となる資料を作成することとしているが、都道府県教育委員会等においても、学習評価に関する研究を進め、学習評価に関する参考となる資料を示すとともに、具体的な事例の収集・提示を行うことが重要であること。特に高等学校については、今般の指導要録の改善において、観点別学習状況の評価が一層重視されたこと等を踏まえ、教員研修の充実など学習評価の改善に向けた取組に一層、重点を置くことが求められること。国が作成する高等学校の参考資料についても、例えば、定期考査や実技など現在の高等学校で取り組んでいる学習評価の場面で活用可能な事例を盛り込むなど、高等学校の実態や教師の勤務負担軽減に配慮しつつ学習評価の充実を図ることを可能とする内容とする予定であること。

5. 学習評価の改善を受けた高等学校入学者選抜、大学入学者選抜の改善について

「1. 学習評価についての基本的な考え方」に示すとおり、学習評価は、学習や指導の改善を目的として行われているものであり、入学者選抜に用いることを一義的な目的として行われるものではないこと。したがって、学習評価の結果を入学者選抜に用いる際には、このような学習評価の特性を踏まえつつ適切に行うことが重要であること。

(1) 高等学校入学者選抜の改善について

報告を踏まえ、高等学校及びその設置者において今般の学習評価の改善を受けた入学者選抜の在り方について検討を行う際には、以下に留意すること。

- ・ 新学習指導要領の趣旨を踏まえた各高等学校の教育目標の実現に向け、入学者選抜の質的改善を図るため、改めて入学者選抜の方針や選抜方法の組合せ、調査書の利用方法、学力検査の内容等について見直すこと。
- ・ 調査書の利用に当たっては、そのねらいを明らかにし、学力検査の成績との比重や、学年ごとの学習評価の重み付け等について検討すること。例えば都道府県教育委員会等において、所管の高等学校に一律の比重で調査書の利用を義務付けているような場合には、各高等学校の入学者選抜の方針に基づいた適切な調査書の利用となるよう改善を図ること。
- ・ 入学者選抜の改善に当たっては、新学習指導要領の趣旨等も踏まえつつ、学校における働き方改革の観点から、調査書の作成のために中学校の教職員に過重な負担がかかったり、生徒の主体的な学習活動に悪影響を及ぼしたりすることのないよう、入学者選抜のために必要な情報の整理や市区町村教育委員会及び中学校等との情報共有・連携を図ること。

(2) 大学入学者選抜の改善について

国においては新高等学校学習指導要領の下で学んだ生徒に係る「2025年度大学入学者選抜実施要項」の内容について2021年度に予告することとしており、予告に向けた検討に際しては、報告及び本通知の趣旨を踏まえ以下に留意して検討を行う予定であること。

- ・ 各大学において、特に学校外で行う多様な活動については、調査書に過度に依存することなく、それぞれのアドミッション・ポリシーに基づいて、生徒一人一人の多面的・多角的な評価が行われるよう、各学校が作成する調査書や志願者本人の記載する資料、申告等を適切に組み合わせるなどの利用方法を検討すること。
- ・ 学校における働き方改革の観点から、指導要録を基に作成される調査書についても、観点別学習状況の評価の活用を含めて、入学者選抜で必要となる情報を整理した上で検討すること。

〔別紙1〕 小学校及び特別支援学校小学部の指導要録に記載する事項等

〔別紙2〕 中学校及び特別支援学校中学部の指導要録に記載する事項等

〔別紙3〕 高等学校及び特別支援学校高等部の指導要録に記載する事項等

〔別紙4〕 各教科等・各学年等の評価の観点等及びその趣旨（小学校及び特別支援学校小学部並びに中学校及び特別支援学校中学部）

〔別紙5〕 各教科等の評価の観点及びその趣旨（高等学校及び特別支援学校高等部）

〔参考1〕 中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会「児童生徒の学習評価の在り方について（報告）」平成31年1月21日

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/004/gaiyou/1412933.htm

〔参考2〕 指導要録に関連して文部科学省が発出した主な通知等

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/senseioun/1414600.htm

〔参考3〕 各設置者における指導要録の様式の設定に当たっての検討に資するため、別添として指導要録の「参考様式」を示している。

【本件担当】

<本通知全般に関する問合せ>

文部科学省初等中等教育局教育課程課
教育課程企画室 石田，山本，板東

T E L : 03-5253-4111 (内線 2369)

F A X : 03-6734-3734

E mail : kyokyo@mext.go.jp

<高等学校入学者選抜に関する問合せ>

文部科学省初等中等教育局児童生徒課
指導調査係 片桐

T E L : 03-5253-4111 (内線 3291)

<大学入学者選抜に関する問合せ>

文部科学省高等教育局大学振興課
大学入試室 安藤，山本

T E L : 03-5253-4111 (内線 2469)

20. 高等学校学習指導要領の全部を改正する告示等の公示について（通知）

29文科初第1784号

平成30年3月30日

教員養成の課程を置く

各国公立大学長
各指定教員養成機関の長 殿

文部科学事務次官
戸谷 一夫

(印影印刷)

高等学校学習指導要領の全部を改正する告示等の公示について（通知）

この度、平成30年文部科学省令第13号をもって、学校教育法施行規則の一部を改正する省令が制定され、また、平成30年文部科学省告示第68号をもって、高等学校学習指導要領の全部を改正する告示（以下「新高等学校学習指導要領」という。）が公示されました。

今回の改正は、平成28年12月21日の中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」（以下「答申」という。）を踏まえ、高等学校の教育課程の基準の改善を図ったものです。本改正の概要及び留意事項は下記のとおりですので、十分に御了知いただき、その趣旨が十分達成されるよう教員養成の上でも格別の御配慮をお願いします。

なお、学習指導要領改訂に関する資料については、文部科学省のホームページに掲載していますので、御参照ください。

記

1. 改正の概要

(1) 高等学校の教育課程の基準の改善の基本的な考え方

- ・ 教育基本法、学校教育法などを踏まえ、我が国のこれまでの教育実践の蓄積を活かし、豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手となることが期待される子供たちが急速に変化し予測不可能な未来社会において自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を一層確実に育成することとしたこと。その際、子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視したこと。
- ・ 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する現行学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成することとしたこと。

道徳教育推進教師を中心とした道徳教育の推進や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成することとしたこと。

- ・ 新たに「前文」を設け、新高等学校学習指導要領を定めるに当たっての考え方を、明確に示したこと。

(2) 知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」の実現

○「何ができるようになるか」を明確化

- ・ 子供たちに育む「生きる力」を資質・能力として具体化し、「何のために学ぶのか」という学習の意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出していけるよう、各教科等の目標及び内容を、①知識及び技能、②思考力、判断力、表現力等、③学びに向かう力、人間性等の三つの柱で再整理したこと。

○主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

- ・ 選挙権年齢が18歳以上に引き下げられ、生徒にとって政治や社会が一層身近なものとなっており、高等学校においては、社会で求められる資質・能力を全ての生徒に育み、生涯にわたって探究を深める未来の創り手として送り出していくことがこれまで以上に求められること。また、特に高等学校教育においては、大学入学選抜に向けた対策が動機付けとなり、小・中学校に比べ知識伝達型の授業にとどまりがちであることや、卒業後の学習や社会生活に必要な力の育成につながっていないことが課題となっていることから、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善が必要とされていること。
- ・ 上記の資質・能力の三つの柱が、偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を図ることとしたこと。その際、特に、生徒が各教科・科目等の特質に応じた見方・考え方を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう過程を重視した学習の充実を各教科等の特質に応じて図ることが重要であること。

(3) 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立

- ・ 教科等の目標や内容を見渡し、特に学習の基盤となる資質・能力（言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等）や豊かな人生の実現や災害等を乗り越えて次代の社会を形成することに向けた現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成のためには、教科等横断的な学習を充実する必要があること。

また、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善については、1単位時間の授業の中で全てが実現できるものではなく、単元など内容や時間のまとまりの中で、習得・活用・探究のバランスを工夫することが重要であるとしたこと。

- ・ そのため、学校全体として、子供たちや学校、地域の実態を適切に把握し、教育内容や時間の適切な配分、必要な人的・物的体制の確保、実施状況に基づく改善などを通して、教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントに努めるものとしたこと。

(4) 教科・科目構成の見直し

- ・ 高等学校において育成を目指す資質・能力を踏まえつつ、別添のとおり教科・科目の構成を改善したこと。

(5) 教育内容の主な改善事項

① 言語能力の確実な育成

- ・ 科目の特性に応じた語彙の確実な習得，主張と論拠の関係や推論の仕方など，情報を的確に理解し効果的に表現する力の育成を図ることとしたこと。
- ・ 学習の基盤としての各教科等における言語活動を充実したこと。

② 理数教育の充実

- ・ 理数を学ぶことの有用性の実感や理数への関心を高める観点から，日常生活や社会との関連を重視するとともに，見通しをもった観察，実験を行うことなどの科学的に探究する学習活動を充実させたこと。
- ・ 必要なデータを収集・分析し，その傾向を踏まえて課題を解決するための統計教育を充実したこと。
- ・ 将来，学術研究を通じた知の創出をもたらすことができる創造性豊かな人材の育成を目指し，新たな探究的科目として，「理数探究基礎」及び「理数探究」を新設したこと。

③ 伝統や文化に関する教育の充実

- ・ 我が国の言語文化に対する理解を深める学習を充実させたこと。
- ・ 政治や経済，社会の変化との関係に着目した我が国の文化の特色，我が国の先人の取組や知恵，武道に関する内容の充実，和食，和服及び和室など，日本の伝統的な生活文化の継承・創造に関する内容を充実したこと。

④ 道徳教育の充実

- ・ 各学校において，校長のリーダーシップの下，道徳教育推進教師を中心に，全ての教師が協力して道徳教育を展開することを新たに規定したこと。
- ・ 道徳教育の展開に当たっては，公民の「公共」，「倫理」，特別活動が，人間としての在り方生き方に関する中核的な指導の場面であることに配慮することを明記したこと。

⑤ 外国語教育の充実

- ・ 複数の領域を結び付けた統合的な言語活動を通して「聞くこと」「読むこと」「話すこと〔やりとり・発表〕」「書くこと」の力を総合的に育成するための科目（「英語コミュニケーションⅠ，Ⅱ，Ⅲ」）や発信力の強化に特化した科目（「論理・表現Ⅰ，Ⅱ，Ⅲ」）を新設したこと。
- ・ 小・中・高等学校一貫した学びを重視して，外国語能力の向上を図る目標を設定し，目的や場面，状況などに応じて外国語でコミュニケーションを図る力の着実な育成を図ることとしたこと。

⑥ 情報教育の充実

- ・ 情報科の科目を再編し，全ての生徒が履修する「情報Ⅰ」を新設することにより，プログラミング、ネットワーク（情報セキュリティを含む。）やデータベース（データ活用）の基礎等の内容を必修としたこと。また，データサイエンス等に関する内容を充実したこと。
- ・ 各教科におけるコンピュータ等を活用した学習活動を充実したこと。

⑦ 職業教育の充実

- ・ 就業体験等を通じた望ましい勤労観，職業観の育成，職業人に求められる倫理観に関する指導を充実したこと。
- ・ 地域や社会の発展を担う職業人を育成するため，社会や産業の変化の状況等を踏まえ，持続可能な社会の構築，情報化の一層の進展，グローバル化などへの対応の視点から各教科の教育内容を改善したこと。

- ・ 産業界で求められる人材を育成するため、「船舶工学」，「観光ビジネス」，「総合調理実習」，「情報セキュリティ」，「メディアとサービス」の科目を新設したこと。

(6) その他の改善事項

- ・ 初等中等教育の一貫した学びを充実させるため，中学校との円滑な接続や，高等学校卒業以降の教育や職業との円滑な接続について明記したこと。
- ・ 生徒一人一人の発達を支える観点から，ホームルーム経営や生徒指導，キャリア教育の充実と教育課程の関係について明記したこと。
- ・ 日本語の習得に困難のある生徒や不登校の生徒への教育課程について定めたこと。
- ・ 部活動については，教育課程外の学校教育活動として教育課程との関連を留意し，社会教育関係団体等との連携による持続可能な運営体制について定めたこと。
- ・ 障害のある生徒に対する通級による指導における個別の指導計画等の全員作成や単位修得の認定の際の配慮事項，各教科等における学習上の困難に応じた指導の工夫について定めたこと。

(7) 施行及び適用の時期

- ・ 新高等学校学習指導要領は，平成34年4月1日に施行する。ただし，同日以降高等学校の第1学年に入学した生徒（単位制による課程にあっては，同日以降入学した生徒（学校教育法施行規則第91条の規定により入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。））に係る教育課程及び全課程の修了の認定から適用すること。

2. 留意事項

(1) 移行措置期間の特例

平成31年4月1日から平成34年3月31日までの間における現行の高等学校学習指導要領（平成21年文部科学省告示第34号）の必要な特例については，追ってこれを告示し，別途通知する予定であること。

[参考] 文部科学省ホームページアドレス

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/

<p>本件担当：</p> <p>文部科学省 電話：03（5253）4111（代表）</p> <p>（下記以外）</p> <p>初等中等教育局 教育課程課（内線2562）</p> <p>（外国語関係）</p> <p>初等中等教育局 国際教育課（内線3785）</p> <p>（保健体育関係）</p> <p>スポーツ庁 政策課（内線2674）</p> <p>（情報教育関係）</p> <p>生涯学習政策局 情報教育課（内線2664）</p> <p>（職業教育関係）</p> <p>初等中等教育局 児童生徒課（内線2904）</p>

21. 高等学校学習指導要領における家庭科の履修学年に関する改正について（通知）

30文科初第1818号

平成31年3月28日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学長 殿
附属学校を置く各公立大学長
構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長

永山賀久

(印影印刷)

高等学校学習指導要領における家庭科の履修学年に関する改正について（通知）

この度、平成31年3月28日文部科学省告示第55号をもって、「高等学校学習指導要領及び平成31年4月1日から新高等学校学習指導要領が適用されるまでの間における現行高等学校学習指導要領の特例を定める件の一部を改正する告示」が別添のとおり公示されました。

今回の改正は、平成30年6月の民法の改正により、2022年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられることを踏まえ、高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号）（以下「新高等学校学習指導要領」という。）及び平成31年4月1日から新高等学校学習指導要領が適用されるまでの間における現行高等学校学習指導要領の特例を定める件（平成30年文部科学省告示第172号）の一部を改正し、2020年度以降の高等学校入学生が、成年となる第3学年よりも前に、家庭科の消費生活に関わる内容を学習することになるよう、家庭科の履修学年についての規定を加えるものです。

ついては、別添及び下記事項を御了知の上、各都道府県教育委員会におかれては所管の高等学校等及び域内の高等学校等を所管する指定都市を除く市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては、所管の高等学校等に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、所轄の高等学校等及び学校法人等に対して、附属学校を置く国公立大学法人学長におかれては、その管下の高等学校等に対して、このことを十分周知されるようお願いいたします。

記

1. 背景

(1) 成年年齢の引下げについて

平成30年6月の民法の改正により2022年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられ、18

歳から一人で有効な契約をすることができるようになる一方、保護者の同意を得ずに締結した契約を取り消すことができる年齢が18歳未満までとなる。このことを踏まえ、自主的かつ合理的に社会の一員として行動する自立した消費者の育成のため、また、若年者の消費者被害防止・救済のためにも、これまで以上に消費者教育の指導の充実が求められる。

(2) 高等学校学習指導要領家庭科の履修学年について

2020年度以降の入学生は、高等学校第3学年在籍中に、順次、成年(18歳)となる。生徒が成年となる前に消費者教育に関する内容を学習するよう、第2学年までに、家庭科の消費生活に関わる内容を履修しておく必要がある。

2. 改正の内容

(1) 2020年度及び2021年度の入学生について

現行高等学校学習指導要領(平成21年告示)の家庭科においては、既に平成31年4月1日から新高等学校学習指導要領が適用されるまでの間、移行措置として、平成30年度以降の入学生について、新高等学校学習指導要領の契約の重要性及び消費者保護の仕組みに関する規定の事項を加えて指導することとしているところ、2020年度及び2021年度の入学生については、これに加え、「家庭基礎」、「家庭総合」の「2(3)生活における経済の計画と消費」、「生活デザイン」の「2(2)消費や環境に配慮したライフスタイルの確立」を、それぞれ第1学年及び第2学年のうちに履修させることとする。

(2) 2022年度以降の入学生について

新高等学校学習指導要領(平成30年告示)の家庭科においては、「家庭基礎」、「家庭総合」の「C持続可能な消費生活・環境」を、それぞれ第1学年及び第2学年のうちに履修させることとする。

3. 施行日

平成31年3月28日

[参考] 文部科学省ホームページアドレス

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1384662.htm

(トップ > 教育 > 小学校、中学校、高等学校 > 学習指導要領「生きる力」 > 学習指導要領のくわしい内容 > 平成29・30年改訂 学習指導要領 関連資料(答申・通知等))

(本件担当)

初等中等教育局教育課程課教育課程総括係

電話：03-5253-4111 (内線2073)

高等学校学習指導要領家庭科の履修学年に関する改正について（概要）

1. 背景

(1) 成年年齢の引下げについて

平成 30 年 6 月の民法の改正により平成 34（2022）年 4 月 1 日から成年年齢が 18 歳に引き下げられ、18 歳から一人で有効な契約をすることができるようになる一方、保護者の同意を得ずに締結した契約を取り消すことができる年齢が 18 歳未満までとなる。

このことを踏まえ、自主的かつ合理的に社会の一員として行動する自立した消費者の育成のため、また、若年者の消費者被害防止・救済のためにも、これまで以上に消費者教育の指導の充実が求められる。

(2) 高等学校学習指導要領家庭科の履修学年について

平成 32 年度以降の入学生は、高等学校第 3 学年在籍中に、順次、成年（18 歳）となる。

生徒が成年となる前に消費者教育に関する内容を学習するよう、第 2 学年までに、家庭科の消費生活に関わる内容を履修しておく必要がある。

	高校生			卒業後		
	第 1 学年	第 2 学年	第 3 学年			
	15 歳 16 歳	16 歳 17 歳	17 歳 18 歳	18 歳 19 歳	19 歳 20 歳	20 歳 21 歳
H 29 年度入学生	H 29 年度	H 30 年度	H 31 年度	H 32 年度	H 33 年度	H 34 年度
H 30 年度入学生	H 30 年度	H 31 年度	H 32 年度	H 33 年度	H 34 年度	H 35 年度
H 31 年度入学生	H 31 年度	H 32 年度	H 33 年度	H 34 年度	H 35 年度	H 36 年度
H 32 年度入学生	H 32 年度	H 33 年度	H 34 年度	H 35 年度	H 36 年度	H 37 年度
H 33 年度入学生	H 33 年度	H 34 年度	H 35 年度	H 36 年度	H 37 年度	H 38 年度
H 34 年度入学生	H 34 年度	H 35 年度	H 36 年度	H 37 年度	H 38 年度	H 39 年度
H 35 年度入学生	H 35 年度	H 36 年度	H 37 年度	H 38 年度	H 39 年度	H 40 年度
H 36 年度入学生	H 36 年度	H 37 年度	H 38 年度	H 39 年度	H 40 年度	H 41 年度

※平成 34 年 4 月 1 日より、満 18 歳が成年となる。（成年：黄色塗りつぶし）

※新高等学校学習指導要領（平成 30 年告示）は、平成 34 年度入学生から学年進行で実施となる。（対象：斜体）

2. 改正の内容

(1) 平成 32・33 年度入学生について

現行高等学校学習指導要領（平成 21 年告示）の家庭科においては、既に、平成 31 年 4 月 1 日から新高等学校学習指導要領が適用されるまでの間、移行措置として、平成 30 年度以降入学生について、新高等学校学習指導要領の契約の重要性及び消費者保護の仕組みに関する規定の事項を加えて指導することとしているところ、平成 32・33 年度入学生については、これに加え、「家庭基礎」、「家庭総合」の「2(3)生活における経済の計画と消費」、「生活デザイン」の「2(2)消費や環境に配慮したライフスタイルの確立」を、それぞれ第 1 学年及び第 2 学年のうちに履修させることとする。

(2) 平成 34 年度以降入学生について

新高等学校学習指導要領（平成 30 年告示）の家庭科においては、「家庭基礎」、「家庭総合」の「C 持続可能な消費生活・環境」を、それぞれ第 1 学年及び第 2 学年のうちに履修させることとする。

3. 施行日

平成 31 年 3 月 28 日

※ 本通知の別添については、文部科学省ホームページ（http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1422213.htm）を御確認ください。

22. 障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）

25 文科初第 756 号
平成 25 年 10 月 4 日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長
各 都 道 府 県 知 事
附属学校を置く各国立大学法人学長
構造改革特別区域法第 1 2 条
第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長

殿

文部科学省初等中等教育局長

前 川 喜 平

(印影印刷)

障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）

中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（平成 24 年 7 月）」における提言等を踏まえた、学校教育法施行令の一部改正の趣旨及び内容等については、「学校教育法施行令の一部改正について（通知）」（平成 25 年 9 月 1 日付け 25 文科初第 655 号）をもってお知らせしました。この改正に伴う、障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について留意すべき事項は下記のとおりですので、十分に御了知の上、適切に対処下さるようお願いいたします。

なお、「障害のある児童生徒の就学について（通知）」（平成 14 年 5 月 27 日付け 14 文科初第 291 号）は廃止します。

また、各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して、各国立大学法人学長におかれては附属学校に対して、下記について周知を図るとともに、必要な指導、助言又は援助をお願いします。

記

第 1 障害のある児童生徒等の就学先の決定

1 障害のある児童生徒等の就学先の決定に当たっての基本的な考え方

(1) 基本的な考え方

障害のある児童生徒等の就学先の決定に当たっては、障害のある児童生徒等が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害のある児童生徒等が障害のない児童生徒等と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、必要な施策を講じること。

(2) 就学に関する手続等についての情報の提供

市町村の教育委員会は、乳幼児期を含めた早期からの教育相談の実施や学校見学、認定こども園・幼稚園・保育所等の関係機関との連携等を通じて、障害のある児童生徒等及びその保護者に対し、就学に関する手続等についての十分な情報の提供を行うこと。

(3) 障害のある児童生徒等及びその保護者の意向の尊重

市町村の教育委員会は、改正後の学校教育法施行令第18条の2に基づく意見の聴取について、最終的な就学先の決定を行う前に十分な時間的余裕をもって行うものとし、保護者の意見については、可能な限りその意向を尊重しなければならないこと。

2 特別支援学校への就学

(1) 就学先の決定

視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）で、その障害が、学校教育法施行令第22条の3に規定する程度のもののうち、市町村の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、特別支援学校に就学させることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

(2) 障害の判断に当たっての留意事項

ア 視覚障害者

専門医による精密な診断に基づき総合的に判断を行うこと。なお、年少者、知的障害者等に対する視力及び視力以外の視機能の検査は困難な場合が多いことから、一人一人の状態に応じて、検査の手順や方法をわかりやすく説明するほか、検査時の反応をよく確認すること等により、その正確を期するように特に留意すること。

イ 聴覚障害者

専門医による精密な診断結果に基づき、失聴の時期を含む生育歴及び言語の発達の状態を考慮して総合的に判断を行うこと。

ウ 知的障害者

知的機能及び適応機能の発達の状態の両面から判断すること。標準化された知能検査等の知的機能の発達の遅滞を判断するために必要な検査、コミュニケーション、日常生活、社会生活等に関する適応機能の状態についての調査、本人の発達に影響がある環境の分析等を行った上で総合的に判断を行うこと。

エ 肢体不自由者

専門医の精密な診断結果に基づき、上肢、下肢等の個々の部位ごとにとらえるのではなく、身体全体を総合的に見て障害の状態を判断すること。その際、障害の状態の改善、機能の回復に要する時間等を併せ考慮して判断を行うこと。

オ 病弱者（身体虚弱者を含む。）

医師の精密な診断結果に基づき、疾患の種類、程度及び医療又は生活規制に要する期間等を考慮して判断を行うこと。

3 小学校、中学校又は中等教育学校の前期課程への就学

(1) 特別支援学級

学校教育法第 81 条第 2 項の規定に基づき特別支援学級を置く場合には、以下の各号に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒のうち、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、特別支援学級において教育を受けることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

障害の判断に当たっては、障害のある児童生徒の教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。

① 障害の種類及び程度

ア 知的障害者

知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも

イ 肢体不自由者

補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のも

ウ 病弱者及び身体虚弱者

- 一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のも
- 二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のも

エ 弱視者

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のも

オ 難聴者

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のも

カ 言語障害者

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、その程度が著しいもの

キ 自閉症・情緒障害者

- 一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも
- 二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも

② 留意事項

特別支援学級において教育を受けることが適当な児童生徒の障害の判断に当たっての留意事項は、ア～オについては 2（2）と同様であり、また、カ及びキについては、その障害の状態によっては、医学的な診断の必要性も十分に検討した上で判断すること。

(2) 通級による指導

学校教育法施行規則第 140 条及び第 141 条の規定に基づき通級による指導を行う場合には、以下の各号に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒のうち、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、通級による指導を受けることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

障害の判断に当たっては、障害のある児童生徒に対する教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。その際、通級による指導の特質に鑑み、個々の児童生徒について、通常の学級での適応性、通級による指導に要する適正な時間等を十分考慮すること。

① 障害の種類及び程度

ア 言語障害者

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

イ 自閉症者

自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

ウ 情緒障害者

主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

エ 弱視者

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

オ 難聴者

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

カ 学習障害者

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

キ 注意欠陥多動性障害者

年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

ク 肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者

肢体不自由、病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

② 留意事項

通級による指導を受けることが適当な児童生徒の指導に当たっての留意事項は、以下の通りであること。

- ア 学校教育法施行規則第 140 条の規定に基づき、通級による指導における特別の教育課程の編成、授業時数については平成 5 年文部省告示第 7 号により別に定められていること。同条の規定により特別の教育課程を編成して指導を行う場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考として実施すること。
- イ 通級による指導を受ける児童生徒の成長の状況を総合的にとらえるため、指導要録において、通級による指導を受ける学校名、通級による指導の授業時数、指導期間、指導内容や結果等を記入すること。他の学校の児童生徒に対し通級による指導を行う学校においては、適切な指導を行う上で必要な範囲で通級による指導の記録を作成すること。
- ウ 通級による指導の実施に当たっては、通級による指導の担当教員が、児童生徒の在籍学級（他の学校で通級による指導を受ける場合にあっては、在学している学校の在籍学級）の担任教員との間で定期的な情報交換を行ったり、助言を行ったりする等、両者の連携協力が図られるよう十分に配慮すること。
- エ 通級による指導を担当する教員は、基本的には、この通知に示されたうちの一の障害の種類に該当する児童生徒を指導することとなるが、当該教員が有する専門性や指導方法の類似性等に応じて、当該障害の種類とは異なる障害の種類に該当する児童生徒を指導することができること。
- オ 通級による指導を行うに際しては、必要に応じ、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任教員、その他必要と思われる者で構成する校内委員会において、その必要性を検討するとともに、各都道府県教育委員会等に設けられた専門家チームや巡回相談等を活用すること。
- カ 通級による指導の対象とするか否かの判断に当たっては、医学的な診断の有無のみにとらわれることのないよう留意し、総合的な見地から判断すること。
- キ 学習障害又は注意欠陥多動性障害の児童生徒については、通級による指導の対象とするまでもなく、通常の学級における教員の適切な配慮やチーム・ティーチングの活用、学習内容の習熟の程度に応じた指導の工夫等により、対応することが適切である者も多くみられることに十分留意すること。

4 その他

(1) 重複障害のある児童生徒等について

重複障害のある児童生徒等についても、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、就学先の決定等を行うこと。

(2) 就学義務の猶予又は免除について

治療又は生命・健康の維持のため療養に専念することを必要とし、教育を受けることが困難又は不可能な者については、保護者の願い出により、就学義務の猶予又は免除の措置を慎重に行うこと。

第2 早期からの一貫した支援について

1 教育相談体制の整備

市町村の教育委員会は、医療、保健、福祉、労働等の関係機関と連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した教育相談体制の整備を進めることが重要であること。また、都道府県の教育委員会は、専門家による巡回指導を行ったり、関係者に対する研修を実施する等、市町村の教育委員会における教育相談体制の整備を支援することが適当であること。

2 個別の教育支援計画等の作成

早期からの一貫した支援のためには、障害のある児童生徒等の成長記録や指導内容等に関する情報について、本人・保護者の了解を得た上で、その扱いに留意しつつ、必要に応じて関係機関が共有し活用していくことが求められること。

このような観点から、市町村の教育委員会においては、認定こども園・幼稚園・保育所において作成された個別の教育支援計画等や、障害児相談支援事業所で作成されている障害児支援利用計画や障害児通所支援事業所等で作成されている個別支援計画等を有効に活用しつつ、適宜資料の追加等を行った上で、障害のある児童生徒等に関する情報を一元化し、当該市町村における「個別の教育支援計画」「相談支援ファイル」等として小中学校等へ引き継ぐなどの取組を進めていくことが適当であること。

3 就学先等の見直し

就学時に決定した「学びの場」は、固定したものではなく、それぞれの児童生徒の発達の種類、適応の状況等を勘案しながら、柔軟に転学ができることを、すべての関係者の共通理解とすることが適当であること。このためには、2の個別の教育支援計画等に基づく関係者による会議等を定期的実施し、必要に応じて個別の教育支援計画等を見直し、就学先等を変更できるようにしていくことが適当であること。

4 教育支援委員会（仮称）

現在、多くの市町村の教育委員会に設置されている「就学指導委員会」については、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から機能の拡充を図るとともに、「教育支援委員会」（仮称）といった名称とすることが適当であること。

【本件連絡先】 文部科学省初等中等教育局
特別支援教育課企画調査係
〒 100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2
電話：03-5253-4111（内線）3193
FAX：03-6734-3737
E-mail：tokubetu@mext.go.jp

23. 学校における医療的ケアの今後の対応について（通知）

30文科初第1769号

平成31年3月20日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事 殿
附属学校を置く各国立大学法人学長
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長

永山 賀久

(印影印刷)

学校における医療的ケアの今後の対応について（通知）

この度、「学校における医療的ケアの実施に関する検討会議」において、最終まとめが取りまとめられました。

文部科学省では、これまで「特別支援学校等における医療的ケアの今後の対応について（平成23年12月20日23文科初第1344号初等中等教育局長通知）」により、特別支援学校等において主として特定行為を実施するに当たっての留意事項を各教育委員会等に示し、医療的ケアの実施体制の整備を促すとともに、学校への看護師の配置に係る経費の一部を補助するなど、その支援に努めてまいりました。

現在、学校に在籍する喀痰吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等（以下「医療的ケア児」という。）は年々増加するとともに、人工呼吸器の管理等の特定行為以外の医療的ケアを必要とする児童生徒等が学校に通うようになるなど、医療的ケア児を取り巻く環境が変わりつつあります。このため、特定行為以外の医療的ケアを含め、小・中学校等を含む全ての学校における医療的ケアの基本的な考え方を再度検討し、医療的ケアを実施する際に留意すべき点等について整理するために平成29年10月に本検討会議を設置し、有識者による議論が行われました。

本最終まとめは、①医療的ケア児の「教育の場」、②学校における医療的ケアに関する基本的な考え方、③教育委員会における管理体制の在り方、④学校における実施体制の在り方、⑤認定特定行為業務従事者が喀痰吸引等の特定行為を実施する上での留意事項、⑥特定行為以外の医療的ケアを実施する場合の留意事項、⑦医療的ケア児に対する生活援助行為の「医行為」該当性の判断、⑧研修機会の提供、⑨校外における医療的ケア、⑩災害時の対応について、別紙のとおり取りまとめられたものです。

文部科学省においては本最終まとめを受け、今後、特定行為以外の医療的ケアを含め、小・中学校等を含む全ての学校における医療的ケアの基本的な考え方や医療的ケアを実施する際に留意すべき点等について別添のとおり整理いたしました。関係各位におかれましては、その趣旨を十分御理解の上、適切な対応をお願いします。

なお、「特別支援学校等における医療的ケアの今後の対応について」（平成 23 年 12 月 20 日 23 文科初第 1344 号初等中等教育局長通知）は廃止します。

また、各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所管の学校及び学校法人に対して、各国立大学長におかれては附属学校に対して周知を図るようお願いします。

本検討会議の最終まとめについては、文部科学省のホームページに掲載されておりますことも併せて申し添えます。

U R L : http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1413967.htm

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課支援第一係

TEL:03-5253-4111（内線 3192）

FAX:03-6734-3737

24. 学校教育法施行規則の一部を改正する省令の制定並びに特別支援学校幼稚部教育要領の全部を改正する告示及び特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の全部を改正する告示の公示について（通知）

29文科初第236号
平成29年4月28日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事殿
附属学校を置く各国立大学法人学長
構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学事務次官
戸谷 一夫

(印影印刷)

学校教育法施行規則の一部を改正する省令の制定並びに
特別支援学校幼稚部教育要領の全部を改正する告示及び
特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の全部を改正
する告示の公示について（通知）

このたび、平成29年文部科学省令第27号をもって、別添1のとおり学校教育法施行規則の一部を改正する省令（以下「改正省令」という。）が制定され、また、平成29年文部科学省告示第72号及び第73号をもって、それぞれ別添2のとおり、特別支援学校幼稚部教育要領の全部を改正する告示（以下「新幼稚部教育要領」という。）及び特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の全部を改正する告示（以下「新小学部・中学部学習指導要領」という。）が公示されました。

新幼稚部教育要領は平成30年4月1日から、改正省令及び新小学部・中学部学習指導要領は小学部については平成32年4月1日から、中学部については平成33年4月1日から施行されます。

今回の改正は、平成28年12月21日の中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」（以下「答申」という。）を踏まえ、特別支援学校の幼稚部並びに特別支援学校の小学部及び中学部の教育課程の基準の改善を図ったものです。本改正の概要及び留意事項は下記のとおりですので、十分に御了知いただき、改正省令、新幼稚部教育要領、新小学部・中学部学習指導要領（以下「新学習指導要領等」という。）に基づく適切な教育課程の編成・実施及びこれらに伴い必要となる教育条件の整備を行うようお願いいたします。

また、都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市町村教育委員会その他の教育機関に対して、指定都市教育委員会におかれては、所管の学校その他の教育機関に対して、都道府県知事及び構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対して、附属学校を置く国立大学法人学長におかれては、その管下の学校に対して、本改正の内容について周知を図るとともに、必要な指導等をお願いします。

なお、本通知については、関係資料と併せて文部科学省のホームページに掲載することとしておりますので、御参照ください。

記

1. 改正の概要

(1) 幼稚部、小学部及び中学部の教育課程の基準の改善の基本的な考え方

- ・ 教育基本法、学校教育法などを踏まえ、我が国のこれまでの教育実践の蓄積を活かし、豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手となることが期待される子供たちが急速に変化し予測不可能な未来社会において自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を一層確実に育成することとしたこと。その際、子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視したこと。
- ・ 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する現行学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成することとしたこと。
- ・ 先行する特別教科化など道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成することとしたこと。また、自立活動の指導の充実により、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立して社会に参加する資質を養うこととしたこと。
- ・ 障害のある子供たちの学びの場の柔軟な選択を踏まえ、幼稚園、小・中・高等学校の教育課程との連続性を重視したこと。
- ・ 障害の重度・重複化、多様化への対応と卒業後の自立と社会参加に向けた充実を図ったこと。
- ・ 新たに「前文」を設け、新学習指導要領等を定めるに当たっての考え方を、明確に示したこと。

(2) 知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」の実現

○「何ができるようになるか」を明確化

- ・ 子供たちに育む「生きる力」を資質・能力として具体化し、「何のために学ぶのか」という学習の意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出していけるよう、各教科等の目標及び内容を、①知識及び技能、②思考力、判断力、表現力等、③学びに向かう力、人間性等の三つの柱で再整理したこと。

○主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

- ・ 我が国のこれまでの教育実践の蓄積に基づく授業改善の活性化により、児童生徒の知識の理解の質の向上を図り、これからの時代に求められる資質・能力を育てていくことが重要であること。そのため、小学部及び中学部においては、これまでの教育実践の蓄積をしっかりと引き継ぎ、子供たちの実態や教科等の学習内容等に応じた指導の工夫改善を図ること。
- ・ 上記の資質・能力の三つの柱が、偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、子供たちの主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこととしたこと。

(3) 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立

- ・ 教科等の目標や内容を見渡し、特に学習の基盤となる資質・能力（言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等）や豊かな人生の実現や災害等を乗り越えて次代の社会を形成することに向けた現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成のためには、教科等横断的な学習を充実する必要があること。
また、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善については、1 単位時間の授業の中で全てが実現できるものではなく、単元など内容や時間のまとまりの中で、習得・活用・探究のバランスを工夫することが重要であるとしたこと。その際、障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに学習の進度等を考慮して、個別の指導計画に基づき、基礎的・基本的な事項に重点を置くなど、指導方法や指導体制の工夫改善に努めることとしたこと。
- ・ そのため、学校全体として、子供たちや学校、地域の実態を適切に把握し、教育内容や時間の適切な配分、必要な人的・物的体制の確保、実施状況に基づく改善などを通して、教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントに努めるものとしたこと。特に、個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげていくよう努めるものとしたこと。

(4) 幼稚園における主な改善事項

- ・ 幼稚園教育要領においては、幼稚園における教育において育みたい資質・能力（「知識及び技能の基礎」、 「思考力、判断力、表現力等の基礎」、 「学びに向かう力、人間性等」）を明確にしたこと。
- ・ 5歳児修了時までには育てほしい具体的な姿を「幼児期の終わりまでに育てほしい姿」として明確にしたこと。（「健康な心と体」「自立心」「協同性」「道徳性・規範意識の芽生え」「社会生活との関わり」「思考力の芽生え」「自然との関わり・生命尊重」「数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚」「言葉による伝え合い」「豊かな感性と表現」）
- ・ 「幼児期の終わりまでに育てほしい姿」は、幼児の障害の状態や特性及び発達の程度等に応じて、指導を行う際に考慮するものとしたこと。

(5) 小学部・中学部における主な改善事項

① 小・中学校の教育内容の改善に準じた主な改善事項

小学校学習指導要領（平成 29 年 3 月 31 日 文部科学省告示第 63 号）及び中学校教育要領（平成 29 年 3 月 31 日 文部科学省告示第 64 号）の改善に準じた改善を行ったこと。

ア 言語能力の確実な育成

- ・ 発達の段階に応じた、語彙の確実な習得、意見と根拠、具体と抽象を押さえて考えるなど情報を正確に理解し適切に表現する力の育成を図ることとしたこと。
- ・ 学習の基盤としての各教科等における言語活動（実験レポートの作成、立場や根拠を明確にして議論することなど）を充実させたこと。

イ 情報活用能力の育成

- ・ コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ることとしたこと。
- ・ 小学部においては、各教科等の特質に応じて、コンピュータでの文字入力等の習得、プログラミング的思考の育成のための学習活動を実施することとしたこと。

ウ 理数教育の充実

- ・ 前回改訂において充実させた内容を今回も維持した上で、日常生活等から問題を見いだす活動や見通しをもった観察・実験などを充実させたこと。
- ・ 必要なデータを収集・分析し、その傾向を踏まえて課題を解決するための統計教育や自然災害に関する内容を充実させたこと。

エ 伝統や文化に関する教育の充実

- ・ 古典など我が国の言語文化や、県内の主な文化財や年中行事の理解、我が国や郷土の音楽、和楽器、武道、和食や和服などの指導を充実させたこと。

オ 体験活動の充実

- ・ 生命の有限性や自然の大切さ、挑戦や他者との協働の重要性を実感するため、体験活動を充実させ、自然の中での集団宿泊体験活動や職場体験を重視したこと。

カ 外国語教育の充実

- ・ 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者及び病弱者（以下「視覚障害者等」という。）である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部において、中学年で「外国語活動」を、高学年で「外国語科」を導入したこと。（なお、外国語教育の充実に当たっては、新教材の整備、研修、外部人材の活用などの条件整備を行い支援することとしている。）
- ・ 小・中・高等部一貫した学びを重視し、外国語能力の向上を図る目標を設定するとともに、国語教育との連携を図り日本語の特徴や言語の豊かさに気付く指導を充実させたこと。

② 道徳教育の充実

- ・ 平成27年3月27日付け26文科初1339号「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の制定、小学校学習指導要領の一部を改正する告示、中学校学習指導要領の一部を改正する告示及び特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の一部を改正する告示の公示並びに移行措置等について（通知）」により既にお伝えしたとおりであり、小学部で平成30年4月1日から、中学部で平成31年4月1日から施行される内容に変更はないこと。なお、知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校において、内容の指導に当たっての配慮事項の一部を加えたこと。

平成27年の一部改正の内容は、道徳の時間を教育課程上、特別の教科である道徳（以下「道徳科」という。）として新たに位置付け、発達の段階に応じ、答えが一つではない課題を一人一人の児童生徒が道徳的な問題と捉え向き合う「考える道徳」、 「議論する道徳」へと転換を図るものであること。

- ・ 道徳科の内容項目について、いじめ問題への対応の充実や発達の段階をより一層踏まえた体系的なものに見直すとともに、問題解決的な学習や体験的な学習などを取り入れ、指導方法の工夫を行うことについて示したこと。

- ・ 道徳科における学習状況及び道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導の改善に生かすこと。ただし、数値による評価は行わないこと。

具体的には、平成28年7月29日付け28文科初第604号「学習指導要領の一部改正に伴う小学校、中学校及び特別支援学校小学部・中学部における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」（以下「道徳科の学習評価及び指導要録の改善通知」という。）においてお知らせしたとおり、他の児童生徒との比較ではなく、児童生徒がいかに成長したかを積極的に受け止めて認め、励ます個人内評価として記述により行うこと。

③ 学びの連続性を重視した対応

ア 「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」について、児童生徒の学びの連続性を確保する視点から、基本的な考え方を規定したこと。

イ 知的障害者である児童生徒のための各教科等の目標や内容について、育成を目指す資質・能力の三つの柱に基づき整理するとともに、各部や各段階、幼稚園や小・中学校とのつながりに留意し、次の点を充実したこと。

- ・ 中学部に二つの段階を新設するとともに、小・中学部の各段階に目標を設定し、段階ごとの内容を充実したこと。

- ・ 小学部の教育課程に外国語活動を設けることができることを規定したこと。

- ・ 知的障害の程度や学習状況等の個人差が大きいことを踏まえ、小学部に就学する児童のうち、小学部の3段階に示す各教科又は外国語活動の内容を習得し目標を達成している者又は中学部に就学する生徒のうち、中学部の2段階に示す各教科の内容を習得し目標を達成している者については、相当する学校段階までの小学校等の学習指導要領の各教科及び外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができるよう規定したこと。

④ 一人一人に応じた指導の充実

- ・ 視覚障害者等である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校において、児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を十分考慮し、育成を目指す資質・能力を育むため、障害の特性等に応じた指導上の配慮を充実したこと。

【視覚障害】 空間や時間の概念形成の充実

【聴覚障害】 音声，文字，手話，指文字等を活用した意思の相互伝達の充実

【肢体不自由】 体験的な活動を通じた的確な言語概念等の形成

【病弱】 間接体験，疑似体験等を取り入れた指導方法の工夫

- ・ 発達障害を含む多様な障害に応じた指導を充実するため、自立活動の内容として、「障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること」などを規定したこと。

⑤ 自立と社会参加に向けた教育の充実

- ・ 卒業後の視点を大切にしたカリキュラム・マネジメントを計画的・組織的に行うことを規定したこと。

- ・ 小学部，中学部段階からのキャリア教育の充実を図ることを規定したこと。また，幼稚部においても，「自立心」，「協同性」，「社会生活との関わり」といった幼児期の終わりまでに育ててほしい姿を示したこと。
- ・ 生涯学習への意欲を高めることや，生涯を通じてスポーツや芸術文化活動に親しみ，豊かな生活を営むことができるよう配慮することを規定したこと。
- ・ 障害のない子供との交流及び共同学習の機会を設け，共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むことを明らかにしたこと。
- ・ 日常生活に必要な国語の特徴や使い方〔国語〕，数学を学習や生活で生かすこと〔算数，数学〕，身近な生活に関する制度〔社会〕，働くことの意義，消費生活と環境〔職業・家庭〕など，知的障害者である児童生徒のための各教科の内容を充実したこと。

⑥ その他の改善事項

- ・ 初等中等教育の一貫した学びを充実させるため，小学部入学当初における生活科を中心とした「スタートカリキュラム」を充実させるとともに，幼小，小中，中高といった学部段階間及び学校段階間の円滑な接続や教科等横断的な学習を重視したこと。
- ・ 児童生徒一人一人の調和的な発達を支える観点から，学級経営や生徒指導，キャリア教育の充実と教育課程の関係について，小学部及び中学部を通して明記したこと。
- ・ 日本語の習得に困難のある児童生徒への教育課程，夜間その他の特別の時間に授業を行う課程について定めたこと。
- ・ 部活動については，教育課程外の学校教育活動として教育課程との関連を留意し，社会教育関係団体等との連携による持続可能な運営体制について定めたこと。

2. 留意事項

(1) 移行措置期間の特例

平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間における現行の小学部・中学部学習指導要領（平成21年文部科学省告示第62号）の必要な特例については，追ってこれを告示し，別途通知する予定であること。

(2) 特別支援学校教諭等免許状の早期取得促進

平成27年12月の中央教育審議会答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」において，平成32年までにおおむね全ての特別支援学校教員が当該学校教諭等免許状を保有することを目指すこととされたことを踏まえ，特別支援学校教諭等免許状保有者の特別支援学校への採用・配置，同免許状を保有しない特別支援学校教員に対する免許法認定講習の受講促進など，計画的な同免許状保有率向上の取組を進め，特別支援学校教員の専門性向上に引き続き努めること。

(3) 新学習指導要領等の実施に必要な諸条件の整備

答申において指摘されているとおり、新学習指導要領等の実現のためには、これからの学校教育の在り方に関わる諸改革との連携を図るとともに、教員の授業改善や子供と向き合う時間を確保するなど、教員一人一人が力を発揮できるような教育条件の整備に努める必要があること。

具体的には、平成29年4月から施行された教育公務員特例法等の改正を受け、教員養成・採用・研修を一体として、教員の資質・能力の向上を図ること。子供一人一人の学びを充実させるためのきめ細かな指導など新学習指導要領等における指導や業務の在り方に対応する指導体制の充実を図ること。教職員の業務の見直しや部活動の運営の適正化などによる業務の適正化を図ること。学校図書館の充実やICT環境の整備など教材や教育環境の整備・充実を図ること。

特に、特別支援学校において教室不足が生じている状況を踏まえ、各設置者において、その解消計画を策定・更新するとともに、新設校の設置、校舎の増築、分校・分教室による対応、廃校・余剰教室等の既存施設の活用等により、引き続き教室不足解消のための取組を進めること。

(4) 新学習指導要領等の周知・徹底

新学習指導要領等の理念が各学校において実現するためには、各学校の教職員が新学習指導要領等の理念や内容についての理解を深める必要がある。このため、文部科学省としては平成29年度に新学習指導要領等に関する説明会を開催するとともに、一人一人の教職員が直接利用できる各種の広報媒体を通じて、周知・徹底を図ることとしており、各教育委員会等においても、新学習指導要領等に関する研修会を開催、教職員への周知・徹底を図ること。

また、学習指導要領は大綱的な基準であることから、その記述の意味や解釈などの詳細については、文部科学省が作成・公表する学習指導要領解説において説明することを予定している。このため、学習指導要領解説を活用して、教職員が学習指導要領についての理解を深められるよう周知・徹底を図ること。

(5) 家庭・地域等との連携・協働の推進

学校がその目的を達成するため、各教育委員会等においては、学校や地域の実態等に応じ、教育活動の実施に必要な人的又は物的な体制を家庭や地域の人々の協力を得ながら整えるなど、家庭や地域社会との連携及び協働を深めること。また、高齢者や異年齢の子供など、地域における世代を越えた交流の機会を設けること。

[参考] 文部科学省ホームページアドレス

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/

本件担当：

文部科学省 電話：03（5253）4111（代表）

初等中等教育局 特別支援教育課（内線2003）

25. 特別支援学校高等部学習指導要領の全部を改正する告示及び平成31年4月1日から新特別支援学校高等部学習指導要領が適用されるまでの間における現行特別支援学校高等部学習指導要領の特例を定める告示等の公示について（通知）

30文科初第1465号
平成31年2月4日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学長 殿
附属学校を置く各公立大学法人の理事長
構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学事務次官

藤 原 誠

(印影印刷)

**特別支援学校高等部学習指導要領の全部を改正する告示及び
平成31年4月1日から新特別支援学校高等部学習指導要領が
適用されるまでの間における現行特別支援学校高等部学習指
導要領の特例を定める告示等の公示について（通知）**

この度、平成31年文部科学省令第3号をもって学校教育法施行規則の一部を改正する省令（以下「改正令」という。）が制定され、また、平成31年文部科学省告示第14号をもって特別支援学校高等部学習指導要領の全部を改正する告示（以下「新高等部学習指導要領」という。）及び平成31年文部科学省告示第15号をもって平成31年4月1日から新特別支援学校高等部学習指導要領が適用されるまでの間における現行特別支援学校高等部学習指導要領の特例を定める告示（以下「特例告示」という。）が公示されました。

今回の改正令及び新高等部学習指導要領による改正は、平成28年12月21日の中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」（以下「答申」という。）を踏まえ、特別支援学校の高等部（以下「高等部」という。）の教育課程の基準の改善を図ったものです。

また、改正令の附則を踏まえ、特例告示により、平成31年4月1日から新高等部学習指導要領が適用されるまでの間（以下「移行期間」という。）における現行の特別支援学校高等部学習指導要領（平成21年文部科学省告示第34号。以下「現行高等部学習指導要領」という。）から新高等部学習指導要領に移行するために必要な措置（以下「移行措置」という。）について、現行高等部学習指導要領の特例が定められました。

については、改正の概要及び移行期間における教育課程の編成・実施に当たっての留意事項等は、下記のとおりですので、十分に御了知いただき、これらに基づく適切な教育課程の編成・実施及びこれらに伴い必要となる教育条件の整備を行うようお願いいたします。

また、都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、指定都市教育委員会におかれては、所管の学校その他の教育機関に対して、都道府県知事及び構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対して、附属学校を置く各国立大学法人学長及び各公立大学法人の理事長におかれては、その管下の学校に対して、内容について周知を図るとともに、必要な指導等をお願いいたします。

なお、本通知については、関係資料と併せて文部科学省のホームページに掲載していますので、御参照ください。

記

第1 改正の概要

1 高等部の教育課程の基準の改善の基本的な考え方

- ・ 教育基本法，学校教育法などを踏まえ，我が国のこれまでの教育実践の蓄積を活かし，豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手となることが期待される子供たちが急速に変化し予測不可能な未来社会において自立的に生き，社会の形成に参画するための資質・能力を一層確実に育成することとしたこと。その際，子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し，連携する「社会に開かれた教育課程」を重視したこと。
- ・ 知識及び技能の習得と思考力，判断力，表現力等の育成のバランスを重視する現行学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で，知識の理解の質をさらに高め，確かな学力を育成することとしたこと。

道徳教育推進教師を中心とした道徳教育の推進や体験活動の重視，体育・健康に関する指導の充実により，豊かな心や健やかな体を育成することとしたこと。

また，自立活動の内容等の充実により，障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立して社会に参加する資質を養うこととしたこと。

- ・ 障害のある子供たちの学びの場の柔軟な選択を踏まえ，幼稚園，小学校，中学校，高等学校の教育課程との連続性を重視したこと。
- ・ 障害の重度・重複化，多様化への対応と卒業後の自立と社会参加に向けた充実を図ったこと。
- ・ 新たに「前文」を設け，新高等部学習指導要領を定めるに当たっての考え方を，明確に示したこと。

2 知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」の実現

○「何ができるようになるか」を明確化

- ・ 子供たちに育む「生きる力」を資質・能力として具体化し，「何のために学ぶのか」という学習の意義を共有しながら，授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出していけるよう，各教科等の目標及び内容を，①知識及び技能，②思考力，判断力，表現力等，③学びに向かう力，人間性等の三つの柱で再整理したこと。

○主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

- ・ 選挙権年齢が 18 歳以上に引き下げられ、生徒にとって政治や社会が一層身近なものとなっており、高等部においては、社会で求められる資質・能力を全ての生徒に育み、生涯にわたって探究を深める未来の創り手として送り出していくことがこれまで以上に求められること。
- ・ 上記の資質・能力の三つの柱が、偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を図ることとしたこと。その際、特に、生徒が各教科等の特質に応じた見方・考え方を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう過程を重視した学習の充実を各教科等の特質に応じて図ることが重要であること。

3 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立

- ・ 教科等の目標や内容を見渡し、特に学習の基盤となる資質・能力（言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等）や豊かな人生の実現や災害等を乗り越えて次代の社会を形成することに向けた現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成のためには、教科等横断的な学習を充実する必要があること。

また、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善については、1 単位時間の授業の中で全てが実現できるものではなく、単元など内容や時間のまとまりの中で、習得・活用・探究のバランスを工夫することが重要であるとしたこと。

- ・ そのため、学校全体として、子供たちや学校、地域の実態を適切に把握し、教育内容や時間の適切な配分、必要な人的・物的体制の確保、実施状況に基づく改善などを通して、教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントに努めるものとしたこと。

4 教育内容の主な改善事項

(1) 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

- ① 高等学校学習指導要領（平成 30 年文部科学省告示第 68 号）と同様の改善を行ったこと（同学習指導要領の教育内容の主な改善事項については、「高等学校学習指導要領の全部を改正する告示等の公示について（通知）」（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 文科初第 1784 号文部科学事務次官通知）の 1 の（5）を参照。）。

(2) 視覚障害者又は聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

- ② 視覚障害者及び聴覚障害者である生徒のための専門教科について、関連する制度改正等を踏まえ内容等を充実したこと。

(3) 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

- ① 各教科等の目標や内容について、育成を目指す資質・能力の三つの柱に基づき整理するとともに、各部や各段階、小学校・中学校・高等学校とのつながりに留意し、次の点を充実したこと。

ア 各段階に目標を設定し、段階ごとの内容を充実したこと。

イ 知的障害の程度や学習状況等の個人差が大きいことを踏まえ、２段階に示す各教科の内容を習得し目標を達成している者については、小学校、中学校及び高等学校の学習指導要領の各教科及び各教科・科目の目標及び内容の一部を取り入れることができるよう規定したこと。

② 小学部・中学部との系統性の観点から、「道徳の時間」を「特別の教科 道徳」に改めたこと。

5 一人一人に応じた指導の充実

- ・ 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校において、生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を十分考慮し、育成を目指す資質・能力を育むため、障害の特性等に応じた指導上の配慮を充実したこと。
- ・ 「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」について、生徒の学びの連続性を確保する視点から、基本的な考え方を規定したこと。
- ・ 発達障害を含む多様な障害に応じた指導を充実するため、自立活動の内容として、「障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること」などを規定したこと。

6 自立と社会参加に向けた教育の充実

- ・ 卒業後の視点を大切にしたカリキュラム・マネジメントを計画的・組織的に行うことを規定したこと。
- ・ 社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、家庭や地域、関係機関等との連携を図りながら、キャリア教育の充実を図ることを規定したこと。
- ・ 生涯学習への意欲を高めることや、生涯を通じてスポーツや文化芸術活動に親しみ、豊かな生活を営むことができるよう配慮することを規定したこと。
- ・ 障害のない子供との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むことを明らかにしたこと。

7 その他の改善事項

- ・ 生徒一人一人の発達を支える観点から、ホームルーム経営や生徒指導、キャリア教育の充実と教育課程の関係について明記したこと。
- ・ 日本語の習得に困難のある生徒への教育課程について定めたこと。
- ・ 部活動については、教育課程外の学校教育活動として教育課程との関連を留意し、社会教育関係団体等との連携による持続可能な運営体制について定めたこと。

8 施行及び適用の時期

- ・ 新高等部学習指導要領は、平成34年4月1日に施行する。ただし、同日以降高等部の第1学年に入学した生徒に係る教育課程及び全課程の修了の認定から適用すること。

第2 移行期間における教育課程の編成・実施に当たっての留意事項

1 平成31年4月1日からの特例

(1) 総則

高等部における移行期間中の教育課程の編成・実施に当たっては、新高等部学習指導要領第1章の規定のうち、特例告示において移行期間中に適用すべきものとしている事項を踏まえ、その趣旨の実現を図ること。

(2) 各教科等ごとの特例の概要等

① 視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

ア 従来の「総合的な学習の時間」を「総合的な探究の時間」に改め、新高等部学習指導要領によることとしたこと。

イ 特別活動については、新高等部学習指導要領によることとしたこと。

② 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

ア 各教科の目標及び各科目の目標と内容については、現行高等部学習指導要領の規定により準ずることとされる高等学校学習指導要領（平成21年文部科学省告示第34号）によるものとし、平成30年文部科学省告示第172号（平成31年4月1日から新高等学校学習指導要領が適用されるまでの間における現行高等学校学習指導要領の特例を定める件。以下「高等学校特例告示」という。）第2項の(1)から(9)までの規定によるものとする事としたこと。その際、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「省令」という。）に示す福祉に属する科目として「福祉情報」を加えたこと。

イ 各教科の各科目に関する指導計画の作成と内容の取扱いについては、新高等部学習指導要領によることとしたこと。

③ 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

ア 保健医療については、全部又は一部について新高等部学習指導要領によることができることとしたこと。その際、省令に示す保健医療に属する科目として「保健医療情報」を加えたこと。

イ 医療については、全部又は一部について新高等部学習指導要領によることができることとしたこと。その際、省令に示す医療に属する科目として「医療情報」を加えたこと。

ウ 理学療法については、全部又は一部について新高等部学習指導要領によることができることとしたこと。その際、省令に示す理学療法に属する科目として「理学療法管理学、理学療法臨床実習、理学療法情報」を加えたこと。

④ 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

ア 印刷については、全部又は一部について新高等部学習指導要領によることができることとしたこと。その際、省令に示す印刷に属する科目として「印刷製版技術、DTP技術、印刷情報技術、デジタル画像技術」を加えたこと。

イ 理容・美容については、全部又は一部について新高等部学習指導要領によることができることとしたこと。その際、省令に示す理容・美容に属する科目として「関係法規・制度、保健、化粧品化学、文化論、運営管理、理容・美容情報」を加えたこと。

ウ クリーニングについては、全部又は一部について新高等部学習指導要領によることができることとしたこと。

エ 歯科技工については、新高等部学習指導要領によることとしたこと。その際、省令に示す歯科技工に属する科目として「歯科技工情報」を加えたこと。

⑤ 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

ア 各学科に共通する各教科及び主として専門学科において開設される各教科については、全部又は一部について新高等部学習指導要領によることができることとしたこと。

2 平成32年4月1日からの特例

(1) 総則

高等部における移行期間中の教育課程の編成・実施に当たっては、新高等部学習指導要領第1章の規定のうち、特例告示において移行期間中に適用すべきものとしている事項を踏まえ、その趣旨の実現を図ること。

(2) 各教科等ごとの特例の概要等

① 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

ア 理学療法については、新高等部学習指導要領によることとしたこと。

② 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

ア 従来の「道徳」を「特別の教科 道徳」に改め、新高等部学習指導要領によることとしたこと。

3 移行措置の適用対象

移行措置は、1(2)①アに示す総合的な探究の時間、②アに示す高等学校特例告示第2項の(5)の規定及び④エに示す歯科技工に関する特例並びに2(2)①アに示す理学療法及び②アに示す特別の教科道徳に関する特例を除き、移行期間中に在籍する全ての生徒に適用すること。

1(2)①アに示す総合的な探究の時間及び④エに示す歯科技工に関する特例については、平成31年4月1日以降に高等部に入学した生徒について適用すること。1(2)②アに示す高等学校特例告示第2項の(5)の規定に関する特例については、平成30年4月1日以降に高等部に入学した生徒について適用すること。

2(2)②アに示す理学療法及び特別の教科道徳に関する特例については、平成32年4月1日以降に高等部に入学した生徒について適用すること。

4 各教科等の学習指導上の留意事項

各教科等の指導に当たっては、1から3までにより新高等部学習指導要領を踏まえた指導に十分配慮するとともに、特に次の事項に留意すること。

(1) 視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

① 特例告示の内容に十分留意した指導計画を作成すること。

特に、移行期間中に新高等部学習指導要領の規定を適用することとされている事項については、新高等部学習指導要領の規定により、適切な指導が行われるようにすること。

② 移行期間中に新高等部学習指導要領によることができるとされている教科において、実際に新高等部学習指導要領による場合には、その内容に応じて適切な教材を用いるとともに、十分な授業時数を確保して指導が行われるようにすること。

(2) 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

① 「高等学校学習指導要領の改訂に伴う移行措置並びに移行期間中における学習指導等について(通知)」(平成30年8月31日付け30文科初第727号文部科学事務次官通知。以下「高等学校移行措置等通知」)の4の(3)から(6)までの規定に準ずる。

5 移行期間中における学習評価の取扱い

移行期間中における学習評価の在り方については、移行期間に新高等部学習指導要領の規定を適用する部分(第3章特別の教科道徳を除く。)を含め、現行高等部学習指導要領の下の評価規準等に基づき、学習評価を行うこと。

特別の教科道徳については、追って別途通知する予定であること。

第3 留意事項

1 特別支援学校教諭等免許状の早期取得促進

平成27年12月の中央教育審議会答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」において、平成32年までにおおむね全ての特別支援学校教員が当該学校教諭等免許状を保有することを目指すこととされたことを踏まえ、特別支援学校教諭等免許状保有者の特別支援学校への採用・配置、同免許状を保有しない特別支援学校教員に対する免許法認定講習の受講促進など、計画的な同免許状保有率向上の取組を進め、特別支援学校教員の専門性向上に引き続き努めること。

2 新高等部学習指導要領の実施に必要な諸条件の整備

答申において指摘されているとおり、新高等部学習指導要領の実現のためには、これからの学校教育の在り方に関わる諸改革との連携を図るとともに、教師の授業改善や子供と向き合う時間を確保し、教師一人一人が力を発揮できるようにする必要があること。

具体的には、平成29年4月から施行されている教育公務員特例法等の改正を踏まえ、教員養成・採用・研修を一体として、教師の資質・能力の向上を図ること。教職員の業務の見直しや部活動の運営の適正化などによる業務の適正化を図ること。学校図書館の充実や指導体制、学校施設・設備、ICT環境の整備など教材や教育環境の整備・充実を図ること。

特に、特別支援学校において教室不足が生じている状況を踏まえ、各設置者において、その解消計画を策定・更新するとともに、新設校の設置、校舎の増築、分校・分教室による対応、廃校・余裕教室等の既存施設の活用等により、引き続き教室不足解消のための取組を進めること。

3 新高等部学習指導要領の周知・徹底

新高等部学習指導要領の理念を各学校において実現するためには、各学校の教職員が新高等部学習指導要領の理念や内容についての理解を深める必要がある。このため、文部科学省としては、平成30年度、平成31年度に新高等部学習指導要領に関する説明会を開催するなど、周知・徹底

を図ることとしており、各教育委員会等においても、新高等部学習指導要領等に関する研修会を開催し、教職員への周知・徹底を図ると共に、例えば、地域の教員養成大学と意見交換を行う際に、その概要を共有するなど、各教育委員会等の実態に応じて高等教育関係者への情報共有や周知の取組を工夫されたいこと。

また、新高等部学習指導要領は大綱的な基準であることから、その記述の意味や解釈などの詳細については、文部科学省が作成・公表する新高等部学習指導要領解説において説明することを予定している。このため、新高等部学習指導要領解説を活用して、教職員が新高等部学習指導要領についての理解を深められるよう周知・徹底を図ること。

4 家庭・地域との連携・協働の推進

学校がその目的を達成するため、学校や地域の実態等に応じ、教育活動の実施に必要な人的又は物的な体制を家庭や地域の企業や団体等の協力を得ながら整えるなど、家庭や地域社会との連携及び協働を深めること。

本件担当：
文部科学省 電話：03（5253）4111（代表）
初等中等教育局 特別支援教育課（内線 2003）

26. 性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について

27文科初児生第3号

平成27年4月30日

各都道府県教育委員会担当事務主管課長
各指定都市教育委員会担当事務主管課長
各都道府県私立学校事務主管課長
附属学校を置く各国立大学法人
附属学校事務担当課長 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた地方公共団体の学校事務担当課長

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長

坪田 知 広

(印影印刷)

性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について

性同一性障害に関しては社会生活上様々な問題を抱えている状況にあり、その治療の効果を高め、社会的な不利益を解消するため、平成15年、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（以下「法」という。）が議員立法により制定されました。また、学校における性同一性障害に係る児童生徒への支援についての社会の関心も高まり、その対応が求められるようになってきました。

こうした中、文部科学省では、平成22年、「児童生徒が抱える問題に対しての教育相談の徹底について」を発出し、性同一性障害に係る児童生徒については、その心情等に十分配慮した対応を要請してきました。また、平成26年には、その後の全国の学校における対応の状況を調査し、様々な配慮の実例を確認してきました。

このような経緯の下、性同一性障害に係る児童生徒についてのきめ細かな対応の実施に当たっての具体的な配慮事項等を下記のとおりとりまとめました。また、この中では、悩みや不安を受け止める必要性は、性同一性障害に係る児童生徒だけでなく、いわゆる「性的マイノリティ」とされる児童生徒全般に共通するものであることを明らかにしたところです。これらについては、「自殺総合対策大綱」（平成24年8月28日閣議決定）を踏まえ、教職員の適切な理解を促進することが必要です。

については、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県にあっては所轄の私立学校に対して、国立大学法人にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体にあっては認可した学校に対して、周知を図るとともに、学校において適切に対応ができるよう、必要な情報提供を行うことを含め指導・助言をお願いいたします。

記

1. 性同一性障害に係る児童生徒についての特有の支援

- 性同一性障害者とは、法においては、「生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別（以下「他の性別」という。）であるとの持続的な確信をもち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者であって、そのことについてその診断を的確に行うために必要な知識及び経験を有する二人以上の医師の一般に認められている医学的知見に基づき行う診断が一致しているもの」と定義されており、このような性同一性障害に係る児童生徒については、学校生活を送る上で特有の支援が必要な場合があることから、個別の事案に応じ、児童生徒の心情等に配慮した対応を行うこと。

（学校における支援体制について）

- 性同一性障害に係る児童生徒の支援は、最初に相談（入学等に当たって児童生徒の保護者からなされた相談を含む。）を受けた者だけで抱え込むことなく、組織的に取り組むことが重要であり、学校内外に「サポートチーム」を作り、「支援委員会」（校内）やケース会議（校外）等を適時開催しながら対応を進めること。
- 教職員等の間における情報共有に当たっては、児童生徒が自身の性同一性を可能な限り秘匿しておきたい場合があること等に留意しつつ、一方で、学校として効果的な対応を進めるためには、教職員等の中で情報共有しチームで対応することは欠かせないことから、当事者である児童生徒やその保護者に対し、情報を共有する意図を十分に説明・相談し理解を得つつ、対応を進めること。

（医療機関との連携について）

- 医療機関による診断や助言は学校が専門的知見を得る重要な機会となるとともに、教職員や他の児童生徒・保護者等に対する説明材料ともなり得るものであり、また、児童生徒が性に違和感をもつことを打ち明けた場合であっても、当該児童生徒が適切な知識をもっているとは限らず、そもそも性同一性障害なのかその他の傾向があるのかも判然としていない場合もあること等を踏まえ、学校が支援を行うに当たっては、医療機関と連携しつつ進めることが重要であること。
- 我が国においては、性同一性障害に対応できる専門的な医療機関が多くないところであり、専門医や専門的な医療機関については関連学会等の提供する情報を参考とすることも考えられること。
- 医療機関との連携に当たっては、当事者である児童生徒や保護者の意向を踏まえることが原則であるが、当事者である児童生徒や保護者の同意が得られない場合、具体的な個人情報に関連しない範囲で一般的な助言を受けることは考えられること。

（学校生活の各場面での支援について）

- 全国の学校では学校生活での各場面における支援として別紙に示すような取組が行われてきたところであり、学校における性同一性障害に係る児童生徒への対応を行うに当たって参考とされたいこと。

- 学校においては、性同一性障害に係る児童生徒への配慮と、他の児童生徒への配慮との均衡を取りながら支援を進めることが重要であること。
- 性同一性障害に係る児童生徒が求める支援は、当該児童生徒が有する違和感の強弱等に応じ様々であり、また、当該違和感は成長に従い減ずることも含め変動があり得るものとされていることから、学校として先入観をもたず、その時々の子どもの状況等に応じた支援を行うことが必要であること。
- 他の児童生徒や保護者との情報の共有は、当事者である児童生徒や保護者の意向等を踏まえ、個別の事情に応じて進める必要があること。
- 医療機関を受診して性同一性障害の診断がなされない場合であっても、児童生徒の悩みや不安に寄り添い支援していく観点から、医療機関との相談の状況、児童生徒や保護者の意向等を踏まえつつ、支援を行うことは可能であること。

(卒業証明書等について)

- 指導要録の記載については学齢簿の記載に基づき行いつつ、卒業後に法に基づく戸籍上の性別の変更等を行った者から卒業証明書等の発行を求められた場合は、戸籍を確認した上で、当該者が不利益を被らないよう適切に対応すること。

(当事者である児童生徒の保護者との関係について)

- 保護者が、その子供の性同一性に関する悩みや不安等を受容している場合は、学校と保護者とが緊密に連携しながら支援を進めることが必要であること。保護者が受容していない場合にあっては、学校における児童生徒の悩みや不安を軽減し問題行動の未然防止等を進めることを目的として、保護者と十分話し合い可能な支援を行っていくことが考えられること。

(教育委員会等による支援について)

- 教職員の資質向上の取組としては、人権教育担当者や生徒指導担当者、養護教諭を対象とした研修等の活用が考えられること。また、学校の管理職についても研修等を通じ適切な理解を進めるとともに、学校医やスクールカウンセラーの研修等で性同一性障害等を取り上げることも重要であること。
- 性同一性障害に係る児童生徒やその保護者から学校に対して相談が寄せられた際は、教育委員会として、例えば、学校における体制整備や支援の状況を聞き取り、必要に応じ医療機関等とも相談しつつ、「サポートチーム」の設置等の適切な助言等を行っていくこと。

(その他留意点について)

- 以上の内容は、画一的な対応を求める趣旨ではなく、個別の事例における学校や家庭の状況等に応じた取組を進める必要があること。

2. 性同一性障害に係る児童生徒や「性的マイノリティ」とされる児童生徒に対する相談体制等の充実

- 学級・ホームルームにおいては、いかなる理由でもいじめや差別を許さない適切な生徒指導・人権教育等を推進することが、悩みや不安を抱える児童生徒に対する支援の土台となること。

- 教職員としては、悩みや不安を抱える児童生徒の良き理解者となるよう努めることは当然であり、このような悩みや不安を受け止めることの必要性は、性同一性障害に係る児童生徒だけでなく、「性的マイノリティ」とされる児童生徒全般に共通するものであること。
- 性同一性障害に係る児童生徒や「性的マイノリティ」とされる児童生徒は、自身のそうした状態を秘匿しておきたい場合があること等を踏まえつつ、学校においては、日頃より児童生徒が相談しやすい環境を整えていくことが望まれること。このため、まず教職員自身が性同一性障害や「性的マイノリティ」全般についての心ない言動を慎むことはもちろん、例えば、ある児童生徒が、その戸籍上の性別によく見られる服装や髪型等としていない場合、性同一性障害等を理由としている可能性を考慮し、そのことを一方的に否定したり揶揄（やゆ）したりしないこと等が考えられること。
- 教職員が児童生徒から相談を受けた際は、当該児童生徒からの信頼を踏まえつつ、まずは悩みや不安を聞く姿勢を示すことが重要であること。

(別紙)

性同一性障害に係る児童生徒に対する学校における支援の事例

項目	学校における支援の事例
服 装	・自認する性別の制服・衣服や、体操着の着用を認める。
髪 型	・標準より長い髪型を一定の範囲で認める（戸籍上男性）。
更衣室	・保健室・多目的トイレ等の利用を認める。
トイレ	・職員トイレ・多目的トイレの利用を認める。
呼称の工夫	・校人文書（通知表を含む。）を児童生徒が希望する呼称で記す。 ・自認する性別として名簿上扱う。
授 業	・体育又は保健体育において別メニューを設定する。
水 泳	・上半身が隠れる水着の着用を認める（戸籍上男性）。 ・補習として別日に実施、又はレポート提出で代替する。
運動部の活動	・自認する性別に係る活動への参加を認める。
修学旅行等	・1人部屋の使用を認める。入浴時間をずらす。

文部科学省調べ



はじめに

文部科学省では、平成27年4月30日に「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細やかな対応の実施等について」を通知しました。その背景は以下のとおりです。

性同一性障害に関しては社会生活上様々な問題を抱えている状況にあり、その治療の効果を高め、社会的な不利益を解消するため、平成15年、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（以下「法」という。）が議員立法により制定されました。また、学校における性同一性障害に係る児童生徒への支援についての社会的関心も高まり、その対応が求められるようになってきました。

こうした中、文部科学省では、平成22年、「児童生徒が抱える問題に対する教育相談の徹底について」として、性同一性障害に係る児童生徒については、その心構等に十分配慮した対応を要請してきました。また、平成26年には、その後の全国の学校における対応の状況を調査し、様々な配慮の実例を確認してきました。

このような経緯の下、性同一性障害に係る児童生徒についてのきめ細やかな対応の実施に当たっての具体的な配慮事項等を下記のとおりまとめました。また、この中では、悩みや不安を受け止める必要性は、性同一性障害に係る児童生徒だけでなく、いわゆる「性的マイノリティ」とされる児童生徒全般に共通するものであることを明らかにしたところです。これらについては、「自殺総合対策大綱」*（平成24年8月28日閣議決定）を踏まえ、教職員の適切な理解を促進することが必要です。

「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細やかな対応の実施等について」（平成27年4月30日児童生徒保護課通知）

通知の発出から約1年が経過したこの間に、通知に基づき対応の在り方について、学校や教育委員会等から質問も寄せられました。

このような状況を踏まえ、このたび、学校における性同一性障害に係る児童生徒の状況や、学校等からの質問に対する回答をQ&A形式にとりまとめました。

本資料が、性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細やかな対応等についての教職員の理解に資するよう活用されることを期待しています。

*「自殺総合対策大綱」（平成24年8月28日閣議決定）においては、「自殺念慮の割合等が高いことが指摘されている性的マイノリティについて、無理解や偏見等がその背景にある社会的要因の一つであると捉えて、教職員の理解を促進する。」とされています。



1. 用語について

性同一性障害とは、生物学的な性と性別に関する自己意識(以下、「性自認」と言う。)が一致しないため、社会生活に支障がある状態とされます。

このような性同一性障害に係る児童生徒については、学校生活を送る上で特有の支援が必要な場合がありますことから、個別の事案に応じ、児童生徒の心情等に配慮した対応を行うことが求められています。

※「性自認」と「性的指向」は異なるものであり、対応に当たって混同しないことが必要です。性的指向とは、恋愛対象が誰であるかを示す概念とされています。
 「人権の擁護(平成27年度版)」(法務省人権擁護局)では、性同一性障害の人々は「社会の中で偏見の目にさらされ、異性を好む傾向を認められ、差別を受けてきました」とされています。また、性的指向が同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛の人々についても「少数派であるがために正常と思われず、場合によっては職場を追われることさえあります。このような性的指向を理由とする差別的取扱いについては、現在では、不当なことであるという認識が広がっていますが、いまだ偏見や差別が起きているのが現状です」とされています。

Sexual Orientation(性的指向)とGender Identity(性自認)の英語の簡文字をとった「SOGII」との表現もあります。
 まずは教職員が、偏見等をなくし理解を深めることが必要です。

2. 性同一性障害に係る取組の経緯

平成15年

「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」(平成16年7月施行)

定義、性別の取扱いの変更の審判及びそれを受けた者に関する法令上の取扱いなどを規定しています。

● 以下のすべての要件の下、性別の取扱いの変更の審判を行えること

- 一、二十歳以上であること。
- 二、現に婚姻をしていないこと。
- 三、現に未成年の子がないこと。(※平成20年に「現に子がいないこと」から改正)
- 四、生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること。
- 五、その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること。

● 性別の取扱いの変更の審判を受けた者に関する法令上の取扱い

事務連絡「児童生徒が抱える問題に対する教育相談の徹底について」(発出)

平成22年

平成26年

学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査の実施

性同一性障害に関する教育相談等があったとして、606件の報告がありました。
 ※児童生徒が望まない場合は回答を求めないこととして、学校が把握している事例を任意で回答いただいた件数。

平成27年

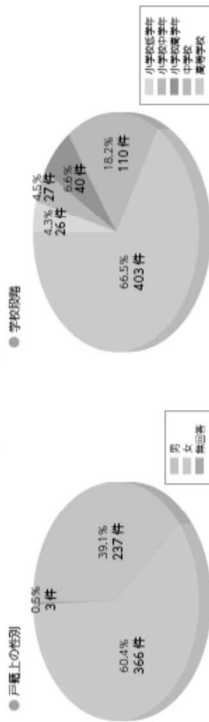
「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」(平成27年4月30日児童生徒課長通知)を発出

性同一性障害に係る児童生徒についての特有の支援など具体的事項をとりまとめました。

3. 学校における性同一性障害に係る対応に関する現状

※文科科学省「学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査について」(平成26年6月公表)に基づく

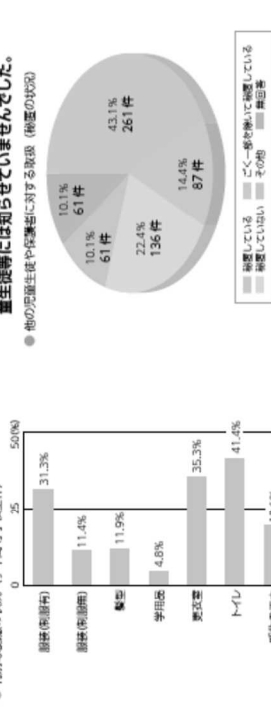
(1) 学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査の結果、全国から606件の報告がありました。



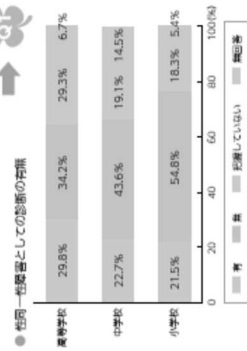
※当該調査では、児童生徒が望まない場合は回答を求めないこととして、学校が把握している事例を任意で回答いただいた件数。戸籍上の性別と、学習開始の年は、必ずしも一致しない場合があるため、性別の割合は必ずしも一致しない場合があります。

(2) 全国の学校において、服装、トイレ、宿泊研修等に関し個別対応がなされていました。

(3) 約2割の児童生徒は、他の児童生徒に知られた上で学校生活を送っていました。一方、約6割の児童生徒は、基本的に他の児童生徒等には知らせていませんでした。



(4) 性同一性障害としての診断を有する児童生徒は、学校段階が上がるにつれ増えますが、全体として見れば診断を有しない者の方が多い状況でした。



4. 「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」(平成27年4月30日児童生徒課長通知)(抄)

(1) 性同一性障害に係る児童生徒についての特有の支援

① 学校における支援体制について

- 性同一性障害に係る児童生徒の支援は、最初に相談(入学等に当たって児童生徒の保護者からなされた相談を含む。)を受けた者だけで抱え込むことなく、組織的に取り組むことが重要であり、学校内外に「サポートチーム」を作り、「支援委員会」(校内)やケース会議(校外)等を随時開催しながら対応を進めること。
- 教職員等の間における情報共有に当たっては、児童生徒が自身の性同一性を可能な限り秘匿しておきたい場合があること等に留意しつつ、一方で、学校として効果的な対応を進めるためには、教職員等の間で情報共有しチームで対応することは欠かせないことから、当事者である児童生徒やその保護者に対し、情報を共有する意図を十分に説明・相談し理解を得つつ、対応を進めること。



② 医療機関との連携について

- 医療機関による診断や助言は学校が専門的知見を得る重要な機会となるとともに、教職員や他の児童生徒・保護者等に対する説明材料ともなり得るものであり、また、児童生徒が性に違和感をもつことを打ち明けた場合であっても、当該児童生徒が適切な知識をもっていないとは限らず、そもそも性同一性障害なのかその他の傾向があるのかも判断としていない場合もあること等を踏まえ、学校が支援を行うに当たっては、医療機関と連携しつつ進めることが重要であること。
- 我が国においては、性同一性障害に対応できる専門的な医療機関が多くないところであり、専門的や専門的な医療機関については関連学会等の提供する情報を参考とすることも考えられること。
- 医療機関との連携に当たっては、当事者である児童生徒や保護者の意向を踏まえることが原則であるが、当事者である児童生徒や保護者の同意が得られない場合、具体的な個人情報に開示しない範囲で一般的な助言を受けることは考えられること。



③ 学校生活の各場面での支援について

- 全ての学校では学校生活での各場面における支援として別紙(※)に示すような取組が行われてきたところであり、学校における性同一性障害に係る児童生徒への対応を行うに当たって参考とされたいこと。

項目	学校における支援の事例
服装	自認する性別の制服・衣服や、体操着の着用を認める
髪型	標準より長い髪型を一定の範囲で認める(戸籍上男性)
更衣室	保健室・多目的トイレ等の利用を認める
トイレ	職員トイレ・多目的トイレの利用を認める
呼称の工夫	校内文書(通知表を含む)を児童生徒が希望する呼称で記す 自認する性別として名簿上扱う
授業	体育又は保健体育において別メニューを設定する
水泳	上半身が隠れる水着の着用を認める(戸籍上男性) 補習として別日に実施、又はレポート提出で代替する
運動部の活動	自認する性別に係る活動への参加を認める
修学旅行等	1人部屋の使用を認める 入浴時間をずらす

(※)「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実践等について」(平成27年4月30日児童生徒課長通知)の別紙より

- 学校においては、性同一性障害に係る児童生徒への配慮と、他の児童生徒への配慮との均衡を取りながら支援を進めることが重要であること。
- 性同一性障害に係る児童生徒が求める支援は、当該児童生徒が有する違和感の強弱等に応じて様々であり、また、当該違和感は成長に従い減ずることも含め変動があり得るものとされていることから、学校として先入観をもたず、その時々々の児童生徒の状況等に応じた支援を行うことが必要であること。
- 他の児童生徒や保護者との情報の共有は、当事者である児童生徒や保護者の意向等を踏まえ、個別の事情に応じて進める必要があること。
- 医療機関を受診して性同一性障害の診断がなされない場合であっても、児童生徒の悩みや不安が寄り添い支援していく観点から、医療機関との相談の状況、児童生徒や保護者の意向等を踏まえつつ、支援を行うことは可能であること。



④卒業証明書等について

- 指導要領の記載については学務簿の記載に基づき行いつつ、卒業時に沿って書く戸籍上の性別の変更等を行った者から卒業証明書等の発行を求められた場合は、戸籍を確認した上で、当該者が不利益を被らないよう適切に対応すること。



⑤当事者である児童生徒の保護者との関係について

- 保護者が、その子供の性同一性に関する悩みや不安等を受容している場合は、学校と保護者とが緊密に連携しながら支援を進めることが必要であること。保護者が受容していない場合は、学校における児童生徒の悩みや不安を軽減し問題行動の未然防止等を進めることを目的として、保護者と十分話し合い可能な支援を行っていくことが考えられること。

⑥教育委員会等による支援について

- 教職員の資質向上の取組としては、人権教育担当者や生徒指導担当者、養護教諭を対象とした研修等の活用が考えられること。また、学校の管理職についても研修等を通じ適切な理解を進めるとともに、学校医やスクールカウンセラーの研修等で性同一性障害等を取り上げることにも重要であること。
- 性同一性障害に係る児童生徒やその保護者から学校に対して相談が寄せられた際は、教育委員会として、例えば、学校における体制整備や支援の状況を開き取り、必要に応じて医療機関等とも相談しつつ、「サポートチーム」の設置等の適切な取組を行っていくこと。

⑦その他留意点について

- 以上の内容は、画一的な対応を求める趣旨ではなく、個別の事例における学校や家庭の状況等に応じた取組を進める必要があること。

(2)性同一性障害に係る児童生徒や「性的マイノリティ」とされる児童生徒に対する相談体制等の充実

- 学級・ホームルームにおいては、いかなる理由でもいじめや差別を許さない適切な生徒指導・人権教育等を推進することが、悩みや不安を抱える児童生徒に対する支援の土台となること。



- 教職員としては、悩みや不安を抱える児童生徒の良き理解者となるよう努めることは当然であり、このような悩みや不安を受け止めることの必要性は、性同一性障害に係る児童生徒だけでなく、「性的マイノリティ」とされる児童生徒全般に共通するものであること。

- 性同一性障害に係る児童生徒や「性的マイノリティ」とされる児童生徒は、自身のそうした状態を秘匿しておきたい場合があること等を踏まえつつ、学校においては、日頃から児童生徒が相談しやすい環境を整えていくことが望まれること。このため、まず教職員自身が性同一性障害や「性的マイノリティ」全般についての心ない言動を慎むことはもちろん、例えば、ある児童生徒が、その戸籍上の性別によく見られる服装や髪型等としていない場合、性同一性障害等を理由としている可能性を考慮し、そのことを一方的に否定したり誹謗(やゆ)したりしないこと等が考えられること。

- 教職員が児童生徒から相談を受けた際は、当該児童生徒からの信頼を踏まえつつ、まずは悩みや不安を聞く姿勢を示すことが重要であること。

5. 「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」(平成27年4月30日児童生徒課長通知)等に係るQ&A

Q1 小・中・高等学校の学校段階で診断の有無に違いが生じる理由は何ですか。

A 性別に関する違和感には強弱があり、成長に従い消えることも含め、変容があり得るとされます。また、性自認と性的指向とのいずれの違和感であるかを該当する児童生徒が明確に自覚していない場合があることも指摘されています。

A このようなことを踏まえ、関係学会のガイドラインは、特に15歳未満については診断に慎重な判断が必要としており、性同一性障害の可能性が高い場合でもあえて診断が行われない場合もあるとされます。このことが、学校段階によって診断の有無の状況に違いが生じている理由と考えられます。

A なお、通知では、診断がなされない場合であっても、医療機関との相談の状況、児童生徒や保護者の意向等を踏まえつつ、支援を行うことは可能としています。

Q2 学校内外のサポートチームのメンバーはどのような者を想定していますか。

A 既に対応を進めている学校の現場では、学校内のサポートチームには、相談を受けた者、管理職、学級・ホームルーム担任、養護教諭、学校医、スクールカウンセラーなどが含まれています。学校外のチームには、教育委員会、医療機関の担当者などが含まれています。また、進学先の学校の教職員、スクールソーシャルワーカーのほか、児童福祉を担う児童相談所や市町村担当部署の担当者との連携を図ることも考えられます。

Q3 「サポートチーム」「支援委員会」「ケース会議」の違いは何ですか。

A 「サポートチーム」は性同一性障害に係る児童生徒を校内の構成員によって支援する組織、「支援委員会」は校内の構成員によって機動的に開催する会議、「ケース会議」は校外の医療従事者等に意見を求める際を開催する会議を想定しています。

Q4 サポートチームは生徒指導等に関する既存の組織・会議の活用でも良いのでしょうか。新たな組織・会議を設置する必要がありますか。

A 通知のサポートチームの役割は、生徒指導等に関する既存の組織・会議と重なる部分もあり、それらを活用することは考えられます。なお、性同一性障害に係る児童生徒の支援は、個別の事案に応じ、児童生徒の心情等に配慮した対応を行うことが必要であることには留意が必要です。

Q5 対応以前の問題として、学校として性同一性障害に係る児童生徒をどのように把握すれば良いのでしょうか。学校としてアンケート調査などを行い積極的に把握すべきなのですか。

A 性同一性障害に係る児童生徒やその保護者は、性自認等について、他の児童生徒だけでなく、教職員に対しても勘違いをおこされたい場合があります。また、自ら明らかにする準備が整っていない児童生徒に対し、一方的な調査や確認が行われると、当該児童生徒は自分の尊厳が侵害されている印象をもつおそれもあります。

A このようなことを踏まえ、教育上の配慮の観点からは、申出がない状況で具体的な調査を行う必要はないと考えられます。学校においては、教職員が正しい知識を持ち、日頃より児童生徒が相談しやすい環境を整えていくことが望まれます。

Q6 他の児童生徒に対し、秘匿しながら対応している事例はありますか。

A 平成26年の文部科学省の調査では、約6割の児童生徒が他の児童生徒や保護者に知らせておらず、その中には、秘匿したまま学校として可能な対応を進めている事例もありました。なお、通知では、他の児童生徒や保護者との情報の共有は、当事者である児童生徒や保護者の意向等を踏まえ、個別の事情に応じて進める必要があるとしています。

Q7 関係学会等が提供する情報を得るにはどうしたら良いですか。

A 現在、性同一性障害に係る専門的な助言等を行える医療機関として、GID学会のホームページにおいて「性同一性障害診療に関するメンタルヘルス専門職の所属施設」(平成27年2月24日付)が公開されています。

(参考URL) <http://www.okayama-u.ac.jp/user/jsgid/>

A また、都道府県等の精神保健福祉センターでは、性同一性障害の相談を受けており、専門機関等、必要な情報に結びつくように努めています。こういった機関と連携を図ることも考えられます。

Q8 医療機関との連携について記載がありますが、性同一性障害と思われる児童生徒がいた場合、本人の意向に関わらず、医療機関の診断を受けるようすすめる方が良いのでしょうか。

A 医療機関との連携は、学校が必要な支援を検討する際、専門的知見を得られる重要な機会となります。他方、最終的に医療機関を受診するかどうかは、性同一性障害に係る児童生徒本人やその保護者が判断することです。

A このため、児童生徒やその保護者が受診を希望しない場合は、その判断を尊重しつつ、学校としては具体的な個人情報に開示しない範囲での一般的な助言などを専門の医療機関に求めることが考えられます。

Q9 性同一性障害に係る児童生徒への配慮と、他の児童生徒への配慮との均衡についてはどのように考えれば良いのですか。

A 性同一性障害に係る児童生徒への対応は重要ですが、その対応に当たっては、他の児童生徒への配慮も必要です。例えば、トイレの使用について、職員用トイレの使用を認めるなど、他の児童生徒や保護者にも配慮した対応を行っている例があります。

このように、性同一性障害に係る児童生徒への配慮と、他の児童生徒や保護者への配慮の均衡を取りながら支援を進めることが重要です。

Q10 健康診断の実施に当たっては、どのような配慮が考えられますか。

A 通知は、「学校においては、性同一性障害に係る児童生徒への配慮と、他の児童生徒への配慮との均衡を取りながら支援を進めることが重要であること」としています。

健康診断に当たっても、本人等の意向を踏まえた上で、養護教諭は学校医と相談しつつ個別に実施することが考えられます。

Q11 卒業後に法に基づく戸籍上の性別の変更等を行った者から卒業証明書等の発行を求められた場合、指導要録の変更はありますか。

A 通知は、「指導要録の記載については学齢簿の記載に基づき行い、卒業後に法に基づく戸籍上の性別の変更等を行った者から卒業証明書等の発行を求められた場合は、戸籍を確認した上で、当該者が不利益を被らないよう適切に対応すること」としており、指導要録の変更は想定していません。

Q12 性自認や性的指向について当事者の団体から学校における講話の実施の申し出があった場合等、こうした主題に係る学校教育での扱いをどのように考えるべきですか。

A 一般論として、性に関することを学校教育の中で扱う場合は、児童生徒の発達の段階を踏まえることや、教育の内容について学校全体で共通理解を図るとともに保護者の理解を得ること、事前に集団指導として行う内容と個別指導との内容を区別しておく等計画性をもって実施すること等が求められるところであり、適切な対応が必要です。

他者の痛みや感情に受容できる想像力等を育む人権教育等の一環として、性自認や性的指向について取り上げること考えられますが、その場合、特に義務教育段階における児童生徒の発達の段階を踏まえた影響等についての慎重な配慮を含め、上記の性に関する教育の基本的な考え方や教育の中立性の確保に十分な注意を払い、指導の目的や内容、取扱いの方法等を適切なものとしていくことが必要です。

担当 文部科学省初等中等教育局児童生徒課
協力者 兵庫県立大学教育学部非常勤講師 案内 幸治
岡山大学大学院保健学域学術科教授 中塚 幸也
筑波大学教育学研究 日高 真晴

27. ハンセン病に関する教育の実施について（通知）

元初児生第13号
令和元年8月30日

各都道府県教育委員会指導事務主管課長
各指定都市教育委員会指導事務主管課長
各都道府県私立学校事務主管課長
附属学校を置く各国公立大学法人の 殿
附属学校事務担当課長
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体の学校事務担当課長

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長
大濱 健志

(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局教育課程課長
滝波 泰

(印影印刷)

ハンセン病に関する教育の実施について（通知）

日頃より、人権教育の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ハンセン病につきましては従前より、平成13年の内閣総理大臣談話やハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成20年法律第82号）において患者・元患者等の名誉の回復を図ることの重要性が指摘されるとともに、人権教育・啓発に関する基本計画（平成14年3月15日閣議決定）においても患者・元患者等に対する偏見や差別意識の解消に向けて取組を積極的に推進することとされていること等を踏まえ、適切な教育の実施に御配慮をいただいていたところです。

この度、令和元年6月28日の熊本地方裁判所におけるハンセン病家族国家賠償請求訴訟判決を政府として受け入れるに当たり、内閣総理大臣談話（別添1）が閣議決定されましたのでお知らせいたします。本談話においては「かつて採られた施設入所政策の下で、患者・元患者の皆様のみならず、家族の方々に対しても、社会において極めて厳しい偏見、差別が存在した」とした上で、「患者・元患者やその家族がおかれていた境遇を踏まえた人権啓発、人権教育などの普及啓発活動の強化に取り組みます」とされており、文部科学省としても関係省庁と連携・協力して対応することとしているところです。これまで学校の教育活動において、児童生徒の発達段階に応じて、例えば人権に関する指導を行う際にハンセン病について扱われてきているところですが、各位におかれても本談話の趣旨を御理解いただき、ハンセン病に対する偏見や差別の解消のための適切な教育の実施について御協力を

お願いします。

ハンセン病に関する教育に当たりましては、毎年、厚生労働省作成のハンセン病を正しく理解するためのパンフレット（別添２）が全国の中学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校中学部及び都道府県・市区町村教育委員会に配布されているところであり、これも活用しつつ実施いただくようお願いします。なお、同パンフレットにはアンケートが同封されておりますので、御配慮をよろしく願いいたします。

また、ハンセン病に関する施設・資料等を別添３にまとめておりますので、こうした施設・資料等も必要に応じて適宜御活用ください。

本件につきまして、都道府県教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、指定都市教育委員会にあっては所管の学校に対して、都道府県にあっては所轄の学校法人及び私立学校に対して、附属学校を置く国公立大学法人にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体に対しては認可した学校設置会社及び学校に対して、御周知いただきますよう、よろしく願いいたします。

<添付資料>

（別添 1）ハンセン病家族国家賠償請求訴訟の判決受入れに当たっての内閣総理大臣談話

（別添 2）中学生向けパンフレット「ハンセン病の向こう側」

（別添 3）ハンセン病に関する施設・資料等

【本件担当】

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

指導調査係 片桐、今村

TEL 03-5253-4111（内線 3291）

FAX 03-6734-3735

e-mail jidous@mext.go.jp

※ 別添 2 は通知発出時から更新されたため略。更新版は別途掲載しています。

ハンセン病家族国家賠償請求訴訟の
判決受入れに当たっての内閣総理大臣談話

〔令和元年7月12日〕
閣議決定

本年6月28日の熊本地方裁判所におけるハンセン病家族国家賠償請求訴訟判決について、私は、ハンセン病対策の歴史と、筆舌に尽くしがたい経験をされた患者・元患者の家族の皆様の御労苦に思いを致し、極めて異例の判断ではありますが、敢えて控訴を行わない旨の決定をいたしました。

この問題について、私は、内閣総理大臣として、どのように責任を果たしていくべきか、どのような対応をとっていくべきか、真剣に検討を進めてまいりました。ハンセン病対策については、かつて採られた施設入所政策の下で、患者・元患者の皆様のみならず、家族の方々に対しても、社会において極めて厳しい偏見、差別が存在したことは厳然たる事実であります。この事実を深刻に受け止め、患者・元患者とその家族の方々が強いられてきた苦痛と苦難に対し、政府として改めて深く反省し、心からお詫び申し上げます。私も、家族の皆様と直接お会いしてこの気持ちをお伝えしたいと考えています。

今回の判決では、いくつかの重大な法律上の問題点がありますが、これまで幾多の苦痛と苦難を経験された家族の方々の御労苦をこれ以上長引かせるわけにはいきません。できる限り早期に解決を図るため、政府としては、本判決の法律上の問題点について政府の立場を明らかにする政府声明を公表し、本判決についての控訴は行わないこととしました。その上で、確定判決に基づく賠償を速やかに履行するとともに、訴訟への参加・不参加を問わず、家族を対象とした新たな補償の措置を講ずることとし、このための検討を早急に開始します。さらに、関係省庁が連携・協力し、患者・元患者やその家族がおかれていた境遇を踏まえた人権啓発、人権教育などの普及啓発活動の強化に取り組みます。

家族の皆様の声に耳を傾けながら、寄り添った支援を進め、この問題の解決に全力で取り組んでまいります。そして、家族の方々が地域で安心して暮らすことができる社会を実現してまいります。

ハンセン病に関する施設・資料等

(1) 関係施設

○国立ハンセン病資料館

全国のハンセン病療養所や国内外の関係機関から収集した資料が数多く展示されています。学校等からの出張講座の依頼や写真パネル・DVDの貸出も受け付けています。

〒189-0002 東京都東村山市青葉町 4-1-13

電話 042-396-2909 URL <http://www.hansen-dis.jp/>

○重監房資料館

かつてハンセン病患者の懲罰施設として使われた「特別病室」は、通称「重監房」と呼ばれています。今は建物の基礎しか残っていませんが、わずかに残された資料や発掘調査の出土遺物等から推定される形を実寸大で部分再現し、その過酷さを体感できるように展示しています。学校等へのDVDの貸出も受け付けています。

〒377-1711 群馬県吾妻郡草津町草津白根 464-1533

電話 0279-88-1550 URL <http://sjpm.hansen-dis.jp/>

○国立ハンセン病療養所

全国に13園あり、交流施設の運営や行事の開催、資料の貸出等が行われています。

URL https://www.mhlw.go.jp/www1/link/link_hosp_12/hosplist/nc.html

(各療養所のウェブサイトにはリンクしています。)

(2) 資料等

○中学生向けパンフレット「ハンセン病の向こう側」(別添2参照)

厚生労働省では、ハンセン病に対する偏見や差別を解消し、ハンセン病患者及び元患者の名誉を回復することを目的とした、中学生向けパンフレットを作成しています。また、同パンフレットを活用する指導者向けの参考資料も掲載されています。

URL <https://www.mhlw.go.jp/houdou/2003/01/h0131-5.html>

○「ハンセン病問題 ～過去からの証言、未来への提言～」

法務省人権擁護局が作成した啓発映像で、活用の手引きや証言集も掲載されています。

URL <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken96.html>

○人権ライブラリー

(公財)人権教育啓発推進センターが運営する人権ライブラリーでは、およそ15,000冊の国内外の人権関連図書をはじめ、映像資料(DVD、VHS)、紙芝居、展示用パネル、全国の地方公共団体が

発行する啓発資料などを所蔵し、閲覧・貸出を行っています。これらの啓発資料は郵送等による貸出も行っています。

〒105-0012 東京都港区芝大門 2-10-12 KDX 芝大門ビル 4F

電話 03-5777-1919 URL <http://www.jinken-library.jp/>

○人権チャンネル

(公財) 人権教育啓発推進センターの「人権チャンネル」(You Tube) では、ハンセン病問題をはじめ、人権について理解を深めるための映像が公開されています。

URL <https://www.youtube.com/user/jinkenchannel>

(3) ウェブサイト

○厚生労働省 (ハンセン病に関する情報ページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/hansen/index.html

○文部科学省 (「HIV 感染者・ハンセン病患者等」に関する参考資料)

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinken/sankosiryu/1322245.htm

○法務省 (ハンセン病患者等に対する偏見や差別をなくしましょう)

http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00151.html

ハンセン病の悲しい歴史

みんなハンセン病を知ってる？
私は最近まで知らなかったんだ。
話を聞いて、かなりショックを受けた。

ハンセン病って、どんな病気か知ってる？

ハンセン病とは、「らい菌」に感染することで起こる病気です。現代においては感染することも発病することもほぼありませんが、感染し発病すると、手足などの末梢神経が麻痺し、汗が出なくなったり、痛い、熱い、冷たいといった感覚がなくなるなどがあります。また治療法がない時代は、体の一部が変形するといった後遺症が残ることがありました。かつては「らい病」と呼ばれていましたが、明治6年(1873年)に「らい菌」を発見したノルウェーの医師・ハンセン氏の名前をとって、現在は「ハンセン病」と呼ばれています。

早く見つけて適切な治療をすれば 治る病気なんだよ

昭和18年(1943年)、米国で「プロミン」という薬がハンセン病によく効くことが報告されました。わが国では、昭和21年(1946年)から患者に試用され始めましたが、その数はわずかであったため、もっと多くの人に投与できるようにしてほしいと患者が国に働きかけ、昭和24年(1949年)から広く使用されるようになりました。その後、さまざまな薬が開発され、現在はWHO(世界保健機関)が推奨する3種類の飲み薬を組み合わせて服用する治療が行われています。ハンセン病は早期に発見し、適切な治療を行えば、腫れや手足に後遺症を残すことなく、治るようになっていきます。

ハンセン病は感染症だけど ともうつりにくい病気なんだって

「らい菌」は感染力が弱く、非菌にうつりにくい病気です。末梢神経の麻痺などの症状が出る(発病)かどうかは個人の免疫力や衛生状態、栄養事情などが関係しますが、たとえ感染しても発病することはありません。現在の日本の衛生状態や医療状況、生活環境を考えると、「らい菌」に感染しても、ハンセン病になることはほとんどありません。
(日本人新規患者数:2015年1人、2016年0人、2017年1人)

ハンセン病の向こう側

長い間、偏見や差別に苦しんでいる人たちがいる。ハンセン病問題は、決して特別な問題じゃない。それは、私たちの姿を映し出す鏡だと思う。この問題を、どうやって乗り越えていけばいいのだろう。

厚生労働省

どうしても優しくできなかつたんだろう？

強制的に患者を隔離してしまうなんて……

19世紀後半、ハンセン病はコレラやペストなどと同じような恐ろしい伝染病であると考えられていました。当初は、家を出て各地を放浪する患者が施設に収容されましたが、やがて自宅で療養する患者も収容されるようになりました。ハンセン病と診断されると、市町村や療養所の職員、医師らが警察官を伴ってたびたび患者のもとを訪れました。そのうち近所に知られるようになり、家族も偏見や差別の対象にされることがあったため、患者は自ら療養所に行くより仕方ない状況に追い込まれていったのです。このような状況のもとで、昭和6年(1931年)にすべての患者の隔離を目指した「癩予防法」が成立し、療養所の増床が行われ、各地にも新しく療養所が建設されて行きました。また、各県では「無縁県運動」という名のもとに、患者を見つけ出し療養所に送り込む施策が行われました。保健所の職員が患者の自宅を徹底的に消毒し、人里離れた場所に作られた療養所に送られていくという光景が、人々の心の中にハンセン病は恐ろしいというイメージを植え付け、それが偏見や差別を助長していったのです。



患者の収容には警察官が立ち会った

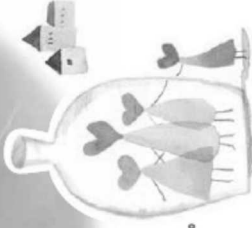
ハンセン病問題の歩み

- 差別のはしまり
 - 中世～近世
 - 明治後期(1900年代)～昭和前期(1940年代)
 - 昭和前期(1940年代)～平成8年(1996年)
 - 平成8年(1996年)～

学習のポイント

- POINT1
 - ハンセン病は、「らい菌」による感染症
 - 「らい菌」は感染力が弱く、非常にうつりにくい。感染しても発病するのはまれ
- POINT2
 - 現在は治療法が確立され
 - 早期発見と適切な治療で、後遺症を殆ど生じずに出すことができる
- POINT3
 - ハンセン病患者は、いつの間にか偏見や差別の対象にされてきた
 - 国や社会が患者に対してどのように接してきたかを振り返る

ハンセン病と人権について考える



治療法が確立されて、ハンセン病は治る病気になったよね。
そして国は療養所の入所者・社会復帰者におおむね、政策を改めた。
それなのに、どうしても偏見や差別がなくならないのだから？

みんなの願いが政府に届くまで長い年月がかかったんだ

ハンセン病の隔離政策が終わったのは つい最近のことなんだって

「らい予防法」は平成8年(1996年)によりやうく廃止されました。平成10年(1998年)には入所者らによって熊本地域に国のハンセン病政策の転換が運ばれたことなどの責任を問う「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」が提起されました。続いて東京、岡山でも提訴が行われました。平成13年(2001年)、熊本地域で原告勝訴の判決が下されました。国はハンセン病問題は早期に全面解決する必要があると判断し、原告の主張を受け入れ、控訴をしませんでした。その後、国は入所者たちにおおむね、新たに補償を行う法律を作り、入所者や社会復帰者たちの名誉回復、社会復帰支援及びハンセン病問題の啓発活動等に取り組みんでいます。

ハンセン病は治る病気になったのに どうして療養所に収容されたままだったの？

ハンセン病患者の隔離政策は、「癩予防法」という法律のもとで進められました。昭和28年(1953年)、患者の反対を押し切ってこの法律を引きつづ「らい予防法」が成立しました。この法律の問題点は、患者隔離が継続され、退所規定が設けられていないことでした。つまり、ハンセン病患者は療養所に収容されると、一生そこから出る事が出来なかつたのです。昭和21年にハンセン病の特効薬「プロミン」が登場し、その後、新しい飲み薬タイプの治療薬が開発され、ハンセン病は適切な治療をすれば治る病気になっていました。にもかかわらず、患者の強制収容が続けられたのもがかわらず、患者の後から徐々に親戚が緩和され、病気が治って自主的に退所する人たちも出てきました。しかし彼らは療養所に入所する際に、社会や家族と断絶させられており、療養所の外では頼る人はなく、救いの手を差し伸べられる人も、受け皿もなかつたのです。そのような状況の中で、生活苦で体を壊したり、病気を再発させたりして、やむなく療養所に戻る人も少なくありませんでした。



熊本高等裁判所の判決で原告が勝訴の賠償を勝ち取った
90年、長い闘いの幕の幕が下り、勝利の光が射した
長い闘いもついに勝利の光が射した
かんたんな勝利を勝ち取った
もう何もしなくてもいい
本場は勝った

熊本地裁での原告勝訴(写真提供:共同通信社)

熊本裁判に勝訴したから ハンセン病問題は解決したと思っていた

それなのに入所者や社会復帰者、その家族に
対する偏見や差別は今でも根深く残っている

熊本地裁の判決に対し、国は控訴・断念を決める
とともに、内閣総理大臣談話を発表し、ハンセン病
問題の早期解決に取り組み決意を表明しました。
しかし判決後も、熊本県で入所者に対するホテル
宿泊拒否事件が起きるなど、残念ながら入所者や
社会復帰者、その家族に対する偏見や差別には
根深いものがあります。そのため、療養所の外で
暮らすことに不安



控訴断念するが若者の離別を希望する理由に、ハンセン病施設を代表と
して『誰も小さな部屋に大人数（宇賀原市公共福祉センター）』



離別断念後の状況

療養所を出られるようになってからも故郷に帰れず、
肉親と再会できない人もいます

高齢や後遺症、周囲の偏見などを乗り越えて、療
養所を退所して社会復帰した人もいますが、その
数は決して多いとはいえません。療養所に入所し
たときに、家族に迷惑が及ぶことを心配して本名
や戸籍を捨てた人もいます。現在も故郷に帰る
ことなく、肉親との再会が果たせない人もいます。

療養所で亡くなった人の遺骨の多くが実家のお墓
に入らず、各療
養所内の貯骨堂
に納められてい
ます。

ハンセン病問題は解決したと思っていた

それなのに入所者や社会復帰者、その家族に
対する偏見や差別は今でも根深く残っている

熊本地裁の判決に対し、国は控訴・断念を決める
とともに、内閣総理大臣談話を発表し、ハンセン病
問題の早期解決に取り組み決意を表明しました。
しかし判決後も、熊本県で入所者に対するホテル
宿泊拒否事件が起きるなど、残念ながら入所者や
社会復帰者、その家族に対する偏見や差別には
根深いものがあります。そのため、療養所の外で
暮らすことに不安



控訴断念するが若者の離別を希望する理由に、ハンセン病施設を代表と
して『誰も小さな部屋に大人数（宇賀原市公共福祉センター）』



離別断念後の状況

療養所を出られるようになってからも故郷に帰れず、
肉親と再会できない人もいます

高齢や後遺症、周囲の偏見などを乗り越えて、療
養所を退所して社会復帰した人もいますが、その
数は決して多いとはいえません。療養所に入所し
たときに、家族に迷惑が及ぶことを心配して本名
や戸籍を捨てた人もいます。現在も故郷に帰る
ことなく、肉親との再会が果たせない人もいます。

療養所で亡くなった人の遺骨の多くが実家のお墓
に入らず、各療
養所内の貯骨堂
に納められてい
ます。

ハンセン病問題から学ぶべきこと

もし自分や家族が患者だったらどう思う？

ハンセン病に対する偏見や差別は、

私たちの内にある問題なのかもしれない。

二度と同じ過ちを繰り返さないために 私たちはどうすればいいんだろう？

ハンセン病に対して偏見を持ち、入所者や社会復
帰者、その家族を差別しているのはどんな人とな
ちだと思いますか。「らしい予防法」による国の誤った
隔離政策が廃止され、20年が経った今も、ハンセ
ン病に対する偏見や差別が残っていることと多くの入
所者や社会復帰者が感じています。今の社会の中
にも、ハンセン病に限らず、人種や年齢、障害の有
無や性別、家族などによる偏見や差別があるよう
に、私たちの心の中に、自分とは違う一面を持

つ人を差別する気持ちが入り込んでくることがあ
ります。そうした偏見や差別を解決していくため
には、相手の人権を尊重する気持ちを持つことが
大切です。この授業をきっかけに、ハンセン病につ
いて正しい知識と理解を持つとともに、偏見や差
別をなくすにはどうすればいいのか、人権が尊重
される社会を実現するにはどうすればいいのか、
そして自分たちに何ができるのかを考えてみま
しょう。

ハンセン病療養所 全国配置図



現在、日本には国立・私立をあわせて14カ所のハ
ンセン病療養所があります。設置当初は隔離が
目的であったため、その多くは交通の不便なこ
ろにあります。

人間回復の橋 (岡山県・邑久長島大橋)

長島と対岸の虫明を結ぶ邑久長島大橋は、
1988年(昭和63年)に開通しました。開通する
必要のない証、人間回復の証として架橋され、現
在は民間バスも乗り入れ、入所者も自由に島外
に出かけられるようになっています。



人間回復の橋と呼ばれる邑久長島大橋

学習のポイント

POINT1 ハンセン病に対する偏見や差別をなくすために
ハンセン病について正しい知識を持つ

POINT2 ハンセン病問題を風化させてはならない
ハンセン病問題を解決する力は、君たちが握っている

POINT3 ハンセン病問題は、現在進行中の人権問題である
問題解決のために私たちに何ができるか考えてみよう

※療養所の別記に年齢がある場合は、上記の別記中に年齢を併記すること。

～パンフレット「ハンセン病の向こう側」別紙～

ハンセン病療養所の

入所者・社会復帰者の家族の人権について考える

大切な家族がハンセン病と診断され、療養所に収容された後、残された入所者・社会復帰者の家族はどんな人生を送ったのだろうか？

国によるハンセン病患者の隔離政策によって、ハンセン病は恐ろしいイメージが助長され、ハンセン病療養所入所者・社会復帰者の家族もまた、社会からのいわれのない偏見や差別の対象となりました。入所者・社会復帰者の家族に対する偏見・差別の目は、学校という集団生活の場においては、より

いっそう過酷なものでした。熊本にあるハンセン病療養所に付属する保育所「熊田家」に通う子どもたちが、地元小学校の1年生として入学しようとする、PTAから入学反対運動が起き、登校拒否運動にまで発展しました（熊田家事件（1954年））。

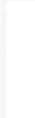
入所者・社会復帰者の家族に対する偏見や差別の問題は、つい最近までその重大性が認識されてこなかったんだ

入所者・社会復帰者の家族としての苦悩を隠さず話せるようになるために、自分に何ができるか考えてみよう

平成28年（2016年）、療養所入所者・社会復帰者の家族561名が、熊本地裁に対し、隔離政策により、ハンセン病患者だけでなく、その家族も偏見や差別の対象とされたとして損害賠償を求める裁判を起こしました。令和元年（2019年）、熊本地裁で原告勝訴の判決が下されました。国は、この問題をできる限り早期に解決するため、原告の主張を受け入れ、控訴をせよとしました。その後、国は、入所者・社会復帰者の家族に謝罪するとともに、入所者・社会復帰者の家族に対する賠償を行う法律を作り、家族の名義回復や入所者・社会復帰者やその家族が置かれていた境遇を踏まえたと人権啓発、人権教育などの普及啓発の強化に取り組みむことを約束しました。

国はこれまでもハンセン病問題の啓発活動に取り組んできましたが、熊本地裁に対して訴えを起こした時に本名を公表することができた原告はほんの数名で、500名以上の原告は匿名で裁判を起しました。熊本地裁判決後も、入所者・社会復帰者である家族がいることを周囲に打ち明けることができる人は多くありません。家族の存在や病歴を隠すことで何とか手にした平穏な暮らしが、家族の存在や病歴を明かにすることによって、また脅かされるかもしれない。入所者・社会復帰者の家族は今もなお、社会に残る偏見や差別をおそれて生きている。入所者・社会復帰者の家族がこれまで経験した苦悩を隠さず話せるようになるために、自分たちに何ができるのかを考えてみましょう。

「偏見と差別が残るままでは見過ごせない若い人に話をする機会を大事にしている」



私は12歳で発病し、故郷の豊後から父親に連れられて療養所に入りました。すぐに本名を偽名に変えられたことを覚えました。私の養家は真っ白になるまで消毒され、村八分のように引越して引越させざるをえなかったと後で聞きました。いざ日本に「ハンセン病の元患者」はなくなり、偏見と差別が残るまま、我々の人権が守られたままでは見過ごせません。そういう思いから、私たちが置かれた境遇を若い人たちに話そうと大勢をしています。つらい病気を継続する人はどの時代にもいます。でも、国の政策や法律によって悲惨な思いをするのは、私たちが最後にしてほしいのです。

「「療養所」の実態」

元ハンセン病患者として子供が産めない手術を強制されました。さらに、養所内での結婚の条件として子供が産めない手術を強制されました。さらに、こうした措置に不満をもち、次々と療養所内の監禁所に入れられました。厚生労働省には全国のハンセン病患者を対象とした「特別病室」という名の重監房があり、奪下20度にもなる極寒の環境下で食事もろくに与えられず、たくさんの方が亡くなったのです。



故・別 雄二さん

「夢見る故郷の空」

中学校二年生13歳の時、体に発疹が現れ、まもなく校長先生から「きみは学校へ来なくていいよ」と言われました。そして何がなだかならないうちに、産後感染病に入所させられ、園に準いたその日に強制的に偽名を名をらされました。はじめて外出許可をもらい故郷の父に会いに帰りましたが、そこに待っていたのは「もう二度と帰ってきてくれないな。兄や姉たちにも迷惑がかかるといけないから」との父のことばでした。父にそう言わせたのは「らい予防法」があったからです。それは私から家族を、友達をそして故郷を、さらには教育を奪いました。以来私は帰郷をあきらめ夢の中でか故郷へは帰れなくなりました。父が亡くなったのも知らされず、知ったのは亡くなってから6年後のことでした。



堅山 勉さん

「生徒のみなさんに今後は託して」

ハンセン病患者は、一人残らず強制隔離し病を根絶するという「らい予防法」と国の誤った政策は、未曾有の人権侵害を生じさせ、今日までに療養所内で2万5000人が被害者として亡くなりました。私たちは、自由と人権と、人間としての尊厳を回復するため、1951年、全入所者によって組織を結成し運動を続けています。しかし、目的達成はまだ遠く、ふる軍の重荷にも帰ることができない日々が続いています。社会の差別がそれを感じてからです。私たちに高懸にかけ運動も境界にきています。生徒のみなさんに今後は託したいと強く感じています。



美知宏さん

～ハンセン病療養所入所者・社会復帰者の家族の声～



原田 信子さん

「いつも、一人ぼっちでした。」

私が7歳の時、父がハンセン病療養所に強制収容され、母も父に付き添って家を出て行きました。一人家に残っていた私の目の前で、雪が降ったかのように真っ白になるまで自宅を消毒されました。その光景は脳裏に焼き付いて、トラウマのように今も忘れられません。その日から、生活はガラリと変わりました。近所の人からは白い目で見られるようになり、学校でも仲間はずれにされました。掃除の時も、同じハゲツで雑巾を洗わせてもらえず、「おまえが腐るとうつる。」と言われ、雑巾を投げられました。いつも、一人ぼっちでした。私は、母を早く楽にしてあげたい一心で17歳の時に結婚しました。しかし、夫は、「あんな病気の親からもらってやっただのに。」と言って、お酒を飲んではひどい暴力をふるうようになりました。私は、「こんなに辛い目にあうのは父のせいだ。」と、父を恨みました。父は、平成13年、ハンセン病療養所までくくなりました。父とは、最後まで、親子らしい関係を作ることができませんでした。



奥晴海さん

「母との20センチの壁」

4歳の時、私はハンセン病患者であった両親から引き離され、療養所の付属保育所である「蘭田寮」に入れられました。小学校2年生の夏には、「蘭田寮事件」によって保育所が閉鎖され、親戚の家に預けられました。学校の長い休みの度、険しい山道をたどってハンセン病療養所に忍び込み、母の部屋で何日も過ごしました。しかしそれは、母が寂しかったからではなく、そこに行けば食べ物があってほしい思いが強く、一瞬の布団に寝ていても、体を強ばらせて20センチ以上の距離を保っていたのです。母は、らい予防法が廃止された平成8年6月28日に亡くなりました。最後の2か月は奄美和光園に泊まり込んで母を看取りましたが、最後の最後まで母の身体を優しくなでたりさすったりしてやることはできませんでした。



黄光男さん

「何が正しいか、自分で考えて。」

私が1歳の時、母がハンセン病を発病しました。ハンセン病療養所への入所について母を説得するため、自治体の職員が頻りに自宅に来ていたのを覚えていますが、当初、母は入所を拒んでいました。が、通っていた銭湯から入浴を拒否されたことや自治体の職員から家を消毒されたことをきっかけに、療養所へ入所しました。母が療養所に入所した日に、首見込へ預けられ、両親の愛情を受けられずに育ちました。1歳の私を隔離する時、母は泣き叫んだそうです。私のように、親や子ども、きょうだいを引き離された家族が沢山います。国は、この隔離政策とこれを認めたららい予防法を継続し、入所者・社会復帰者やその家族に苦痛や苦難を与え続けることを断罪しました。国の政策が常に正しいとは限らないのです。何が正しいかを国民一人一人が自分で考えて行動することが大切だと思います。

「ハンセン病の向こう側」 別紙発行日／令和2年3月 発行／厚生労働省

……ハンセン病をもっと知ろう……

国立ハンセン病資料館



全国のハンセン病療養所や国内外の関係機関から収集した資料が数多く展示されています。ハンセン病に関する約30,000冊の図書も収蔵した図書閲覧室もあります。

〒189-0002 東京都東村山市東藤町4-1・1-13
電話 042-986-2809
URL <http://www.hansen-dis.jp/>

重監房資料館



かつてハンセン病患者の隔離施設として使われた「特別病室」は、通常「重監房」と呼ばれています。今は建物の価値しか残っていませんが、わずかに残された資料や発掘調査の出土品、建物から推定される形を最大で部分再現し、その過酷さを体験できるように展示しています。また、デジタル映像や監視カメラなどの設備が再現されるほか、歴史パネルや実物資料を展示したコーナーなどがあつています。

〒377-1711 群馬県妻沼郡草津町草津田464-1-1533
電話 0279-98-1550
URL <http://sjpm.hansen-dis.jp/>

国立感染症研究所ハンセン病研究センター

ハンセン病の高感染性、臨床研究、臨床研究、臨床研究、臨床研究などを行っています。また、市民公開講座や医師関係の学生や看護対象者のハンセン病臨床学夏期大学講座などを開催して、ハンセン病に関する啓発活動も行っています。

〒189-0002 東京都東村山市東藤町4-2-1 電話 042-981-8211(代表)
URL <http://www.nih.go.jp/nid/frc/>

ウェブサイト

厚生労働省(ハンセン病)に関する情報ページ
<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/hansen/index.html>
国立ハンセン病資料館(重監房)に関する情報ページ
<http://www.nih.go.jp/nid/frc/>
国立感染症研究所感染症学センター「ハンセン病」
<http://www.nih.go.jp/nid/judiseases/na/leprosy.html>
日本漢方薬研究財団(ハンセン病事業検証推進事業)
<http://www.hansen-gakkai.jp/>

「ハンセン病の向こう側」 発行日／令和2年1月 発行／厚生労働省
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 電話(03)5253-1111 URL:<http://www.mhlw.go.jp/>

28. 公文書等における日本人の姓名のローマ字表記について（依頼）

元文庁第1062号
令和元年10月25日

各都道府県知事
各指定都市市長
各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各国公立大学長
各国公立高等専門学校長
構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた各地方公共団体の長
各大学共同利用機関法人機構長
各文部科学省施設等機関の長
各文部科学省特別の機関の長
各文部科学省独立行政法人の長
各文部科学省国立研究開発法人の長
日本私立学校振興・共済事業団理事長
公立学校共済組合理事長

殿

文部科学省大臣官房長

柳 孝

(印影印刷)

文化庁次長

今 里 讓

(印影印刷)

公用文等における日本人の姓名のローマ字表記について（依頼）

標記については、令和元年10月25日の公用文等における日本人の姓名のローマ字表記に関する関係府省庁連絡会議において、別添のとおり申合せを行いました。

日本人の姓名のローマ字表記については、国語審議会答申「国際社会に対応する日本語の在り方」（平成12年12月8日）により、「姓一名」の順とすることが望ましいとされているところですが、今般の申合せにより、各府省庁が作成する公用文等において、日本人の姓名をローマ字表記する際は、原則として「姓一名」の順で表記することとしたものです。

については、この申合せの趣旨を御理解いただくとともに、この趣旨に沿って対応していただけるよう御配慮をお願いします。

また、各都道府県教育委員会におかれては域内の市町村教育委員会に対して、各都道府県知事におかれては域内の市町村に対して、周知を図るようお願いします。

【連絡先】

文化庁国語課日本語教育企画係

電話：03-5253-4111（内線：2840）

Mail：kokugo@mext.go.jp

公用文等における日本人の姓名のローマ字表記について

令和元年10月25日
関係府省庁申合せ

グローバル社会の進展に伴い、人類の持つ言語や文化の多様性を人類全体が意識し、生かしていくことがますます重要となっており、このような観点から、日本人の姓名のローマ字表記については、「姓一名」という日本の伝統に即した表記としていくことが大切である。

したがって、今後、各府省庁が作成する公用文等において、日本人の姓名をローマ字表記する際は、原則として「姓一名」の順で表記することとし、下記のとおり取り扱うこととする。

なお、本件の対応に当たりシステムの改修を要するなど、特別の事情がある場合は、当分の間これによらなくてもよい。

記

- 1 各府省庁が作成する公用文等における日本人の姓名のローマ字表記については、差し支えない限り「姓一名」の順を用いることとする。
- 2 各府省庁が作成する公用文等のうち、次のものを対象とする。なお、国際機関等により指定された様式があるなど、特段の慣行がある場合は、これによらなくてもよい。
 - (1) 各行政機関が保有する外国語（英語等）のウェブサイト、ソーシャルメディア
 - (2) 外国語（英語等）で発信する文書（二国間・多数国間の共同声明等、白書、基本計画、戦略、答申）
 - (3) 我が国及び各行政機関が主催する会議（公開）における名簿、ネームプレート等
 - (4) 外国語（英語等）の文書（書簡、国際機関・相手国などに対し我が方立場を説明する資料、その他の原議書による決裁を要する文書）
 - (5) 外国語（英語等）による行政資料等
 - (6) 我が方大使の信任状・解任状の英仏語訳
 - (7) 交換公文等の署名欄、国際約束の署名権限委任状の英仏語訳
- 3 各府省庁が作成する公用文等において日本人の姓名をローマ字表記する際に、姓と名を明確に区別させる必要がある場合には、姓を全て大文字とし（YAMADA Haruo）、「姓一名」の構造を示すこととする。
- 4 地方公共団体、関係機関等、民間に対しては、日本人の姓名のローマ字表記については、差し支えない限り「姓一名」の順を用いるよう、配慮を要請するものとする。
- 5 上記の内容は、令和2年1月1日から実施するものとする。ただし、各府省庁において対応可能なものについては、実施日前から実施することができる。

29. 教員養成に係る各種計画等について

○人権教育・啓発に関する基本計画（平成14年3月15日閣議決定（策定）、平成23年4月1日閣議決定（変更））

第4章 人権教育・啓発の推進方策

1 人権一般の普遍的な視点からの取組

(1) 人権教育

ア 学校教育

第五に、養成・採用・研修を通じて学校教育の担い手である教職員の資質向上を図り、人権尊重の理念について十分な認識を持ち、子どもへの愛情や教育への使命感、教科等の実践的な指導力を持った人材を確保していく。その際、教職員自身が様々な体験を通じて視野を広げるような機会の充実を図っていく。また、教職員自身が学校の場合等において子どもの人権を侵害するような行為を行うことは断じてあってはならず、そのような行為が行われることのないよう厳しい指導・対応を行っていく。さらに、個に応じたきめ細かな指導が一層可能となるよう、教職員配置の改善を進めていく。

2 各人権課題に対する取組

(2) 子ども

⑩ 教職員について、養成・採用・研修を通じ、人権尊重意識を高めるなど資質向上を図るとともに、個に応じたきめ細かな指導が一層可能となるよう、教職員配置の改善を進めていく。教職員による子どもの人権を侵害する行為が行われることのないよう厳しい指導・対応を行う。（文部科学省）

○人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について（答申）（平成30年12月中央教育審議会）

第2章「社会教育」を基盤とした、人づくり・つながりづくり・地域づくりに向けた具体的な方策

2. 多様な主体との連携・協働の推進

（学校教育との連携・協働）

○教師や教職課程の学生に対し、社会教育主事講習の受講や社会教育主事養成課程における科目の履修、社会教育士の取得を推奨する。社会教育の専門的人材に求められるコーディネート能力、ファシリテーション能力は、「社会に開かれた教育課程」を実現する上で教師にも必要な能力であると考えられる。

○義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針（平成29年3月文部科学省）

4. その他教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するために必要な事項

(3) 人材の確保等

不登校児童生徒に対する支援や夜間中学等に携わる教職員に対し、教育機会の確保等に関する理解等を深めるための研修の充実を図るほか、教員の養成においても、これらの知識や理解を深める取組を推進する。

○オリンピック・パラリンピック教育の推進に向けて最終報告（平成 28 年 7 月オリンピック・パラリンピック教育に関する有識者会議）

3. 各機関におけるオリンピック・パラリンピック教育の推進のための方策

(1) 初等中等教育

(教員養成・研修の取組)

- 学校教育は、その直接の担い手である教員によるところが大きいことから、教員養成や教員研修において、オリンピックやパラリンピックへの理解を深める機会の充実を図ることが期待される。特に、アンチ・ドーピングの取組については、フェアプレーの精神に反するだけでなく、健康被害も大きな問題であることなども含めて教員の知識・理解を深めることが重要である。また、パラリンピックのみならず、デフリンピックやスペシャルオリンピックス等の国際競技大会や、地域における活動も含めた障害者スポーツ全般の理解の促進を図ることは、互いの個性や多様性を認め合える共生社会の形成に有用であるとともに、特別支援教育の推進にもつながるものと考えられる。なお、多くの教員がオリンピック・パラリンピック教育に携わることが期待されるが、児童生徒への指導力の向上等のための教員の自主的な研鑽の機会として、公益財団法人日本体育協会や公益財団法人日本障がい者スポーツ協会が公認するスポーツ指導者の資格を教員が取得することも有効と考えられる。さらに、教員志望者が大学等に在学中に行う教育実習においても、例えば、実習先の学校におけるオリンピック・パラリンピック教育に参画するなど、オリンピックやパラリンピックへの理解を深める機会の充実を図ることが期待される。

○日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（令和 2 年 6 月閣議決定）

第 2 章 日本語教育の推進の内容に関する事項

1 日本語教育の機会の拡充

(1) 国内における日本語教育の機会の拡充

ア 外国人等である幼児、児童、生徒等に対する日本語教育

系統的な日本語指導を実践するための体制を整備するとともに、外国人児童生徒等の教育に携わる教員等の資質能力の向上を図るため、養成段階における取組を推進するほか、地方公共団体等が実施する研修の充実や、研修指導者の養成等の支援を行う。(略)

○消費者教育の推進に関する基本的な方針（平成 25 年 6 月閣議決定（平成 30 年 3 月変更））

Ⅲ 消費者教育の推進の内容に関する事項

2 消費者教育の人材（担い手）の育成・活用

(1) 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等における教職員

学校の教職員には、消費者教育の推進役としての役割がある。改訂された学習指導要領を確実に教育現場に反映させ、知識を得るのみではなく、日常生活の中でそれを実践することができる重要な能力を育み、自ら考え自ら行動する自立した消費者を育成するためには、教職員の指導力の向上を図ることが必要である。

このため、教員養成課程や免許状更新講習の実施主体である大学等や、現職教員研修の

実施主体である教育委員会等においては、消費者教育の重要性を理解し、これらの講習等に消費者教育に関する内容を積極的に取り入れることが求められる。

○文化芸術推進基本計画（第1期）（平成30年3月閣議決定）

第4 今後5年間に講ずべき文化芸術に関する基本的な施策

1 戦略1 関連

5 戦略5 関連

- 学校教育に携わる全ての教員が国語についての意識を高め、実際に生かしていくことができるよう、学校の教員の養成及び研修において、必要な取組を進める。

○第2次学校安全の推進に関する計画（平成29年3月閣議決定）

II 今後の学校安全の推進の方向性

2. 施策目標

(1) 学校安全に関する組織的取組の推進

施策目標4 全ての教職員が、各種機会を通じて、各キャリアステージにおいて、必要に応じた学校安全に関する研修等を受ける。

III 学校安全を推進するための方策

1. 学校安全に関する組織的取組の推進

(3) 学校安全に関する教職員の研修及び教員養成の充実

<具体的な方策>

- 国は、指針（※校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針）や教職課程コアカリキュラムに学校安全に関する事項を盛り込むことを検討する。また、教育委員会及び大学等は、指針等を踏まえ、上記の体制整備（※平成28年の教育公務員特例法の一部改正による体制整備）の中において学校安全に関する内容を適切に位置付けるよう検討していく必要がある。また、これら地域における体制整備を通じて、教育委員会と大学が連携を図ることにより、現職教職員の研修や教員養成課程において指導者となる人材の養成・確保を進めていくことも重要である。
- 教育委員会や学校は、教職員のキャリアステージに応じた研修や独立行政法人教員研修センター（※現在は、独立行政法人教職員支援機構）における研修と連動した研修を充実することが必要である。また、全ての教職員が学校安全に関する研修等を受けることができるよう、研修機会の充実を図るだけでなく、校務の見直しや負担軽減等により研修を受けるための時間の確保に取り組むことも必要である。研修においては、外部機関の知見も活用しつつ、学校が立地する地域の自然条件といった地域特性を踏まえた安全課題とともに、体育・運動部活動における事故防止のための適切な指導方法、食物アレルギーをはじめとする健康課題や自動体外式除細動器（AED）の適切な使用を含む心肺蘇生に関する適切な対応方法等に関する内容を扱うことが重要である。

○ユニバーサルデザイン2020 行動計画（平成29年2月ユニバーサルデザイン2020 関係閣僚会議）

II. 「心のバリアフリー」

2. 具体的な取組

1) 学校教育における取組

(具体的施策)

②すべての教員等が「心のバリアフリー」を理解

平成 29 年度までに、教員養成課程、教員研修、免許状更新講習における「心のバリアフリー」の指導法や教員自身のコミュニケーションの在り方に関する内容等の充実のための方策について結論を得て、2020 年度（平成 32 年度）までに実施する。

○第 3 次犯罪被害者等基本計画（平成 28 年 4 月閣議決定）

V 重点課題に係る具体的施策

第 2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

1 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（基本法第 14 条関係）

(16)被害少年等に対する学校におけるカウンセリング体制の充実等

イ 文部科学省において、犯罪被害者等である児童生徒に対する心のケアについても、大学の教職課程におけるカウンセリングに関する教育及び教員に対するカウンセリングに関する研修内容に含めるなどその内容の充実を図るよう促す。

○学校教育法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成 30 年 5 月衆議院文部科学委員会）

五 デジタル教科書を活用した授業の質を高める観点から、大学の教員養成課程や独立行政法人教職員支援機構、各教育委員会における研修等を通じて、教員の ICT 活用指導力の向上を図るとともに、教員への過度な負担を回避するため、ICT 支援員の配置促進等、必要な環境整備に努めること。

(※同趣旨 参議院文教科学委員会附帯決議あり)

若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム

(2018年2月20日若年者への消費者教育の推進に関する4省庁関係局長連絡会議決定
(改訂：2018年7月12日)) (抜粋)

2. 実践的な消費者教育の取組の推進

(1) 高等学校等における消費者教育の推進

④ 教員の養成・研修【消費者庁・文部科学省】

- ・ 若年者の消費者教育分科会による、大学の教員養成課程、現職教員研修、教員免許更新講習等における消費者教育に関する取組についての取りまとめ(平成30年6月29日)を受けた消費者教育推進会議における審議(平成30年7月9日開催)を踏まえ、別紙のとおり、教員による消費者教育の指導力向上のための取組を推進する。

(別紙) 教員による消費者教育の指導力公助のための教職課程、免許状更新講習及び教員研修に関する取組

実践的な消費者教育の実施に向け、教員による消費者教育の指導力向上を図るため、教員の養成・研修について、関係省庁(消費者庁、文部科学省、金融庁、法務省)等が連携し、以下の取組を推進する。

1. 教職課程における消費者教育の内容の充実

- ・ 公民科及び家庭科の教職課程において、消費者教育に関する内容についての実践的な能力を生徒に対して指導する力が身に付けられるよう、大学に対して促す。(文部科学省)
- ・ 公民科及び家庭科における消費者に関する問題又は消費生活に関する事項について、教職課程で共通的に修得すべき資質能力を示す参考指針の策定等の際に取扱いを検討する。(文部科学省)

2. 有機的に連携した継続的な体制の構築

- ・ 教職課程における教員養成から現職教員に対する研修等まで有機的に連携した一貫した体制を構築するため、大学と都道府県教育委員会等との間で協議する場として教員育成協議会の活用を、大学並びに都道府県及び指定都市に対して促す。(文部科学省)
- ・ 教員育成協議会に消費者教育について協議する分科会等を設け、地域の消費者行政担当部局を参画させることの検討を促す。(消費者庁、文部科学省)
- ・ 同協議会に参画する地域の消費者行政担当部局を支援するため、消費者教育の知見など必要な情報を提供する。(消費者庁、独立行政法人国民生活センター)

各都道府県教育委員会指導事務主管課
各指定都市教育委員会指導事務主管課
各市区町村教育委員会指導事務主管課
各都道府県私立学校事務主管課
附属中学校及び中等教育学校を置く
各国立大学法人附属学校事務担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体の学校設置会社事務主管課

御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課医薬品副作用被害対策室
文部科学省初等中等教育局教育課程課

薬害教育教材「薬害を学ぼう」の配布について（令和2年度用）

医薬品への理解を深める取組の推進につきまして、日頃から特段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和2年2月19日付け事務連絡（別添1）にて厚生労働省から事前にお知らせしたとおり、昨年同様、薬害についての理解を深め、薬害が起こらない社会の仕組みを考えるための資料を作成しました。今般、厚生労働省より各中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）に対して、事務連絡（別添2）と「薬害を学ぼう」を直接送付するとともに、「薬害を学ぼう」の視聴覚教材、教師用の指導の手引き、指導の手引きの簡略版及び薬害に関する授業の実践事例集を併せて送付し、薬害に関する教育の一助として御活用いただくよう依頼しておりますので、御連絡いたします。

なお、本教材等については、授業で一律に取り上げる以外にも、学校として特に重点を置く事項に限り一部を活用する、より学習を深めたい生徒向けの自学用教材として配布するなど、各学校において、学校における働き方改革の観点や新型コロナウイルス感染症の発生に伴う学校の負担軽減の観点も踏まえつつ、生徒や学校、地域の実態に応じて有益かつ可能な範囲で活用いただければ幸いです。

本教材、視聴覚教材、教師用の指導の手引き、活用事例等については、厚生労働省ホームページ「薬害を学ぼう—どうすれば防げるのか？なぜ起こったのか—」

(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakugai/>)にも掲載しています。

なお、高等学校学習指導要領解説公民編において、薬害問題に関する記載があることを踏まえ、高等学校等の関係機関に対しても、本教材を厚生労働省ホームページからダウンロードすることにより、高等学校においても授業用の教材として御活用いただくことが可能である旨、併せて周知していただきますよう、特段の御配慮をお願いいたします。

（注）平成23年度及び平成24年度は、「薬害って何だろう？」という名称で配布しましたが、平成25年度から「薬害を学ぼう」に名称を変更しました。内容については、従前のものから変更はありません。

薬害を学ぶための教育の充実

- ◆ 現行の「高等学校学習指導要領解説公民編」においては、現代社会及び政治・経済の中で、新しい「高等学校学習指導要領解説公民編」においては、公共及び政治・経済の中で薬害問題などを扱うこととされています。また、中学校では3年生の社会科（公民的分野）等でご活用いただけるよう、薬害教育教材「薬害を学ぶ」を配布しています。
- ◆ 薬害を学ぶための授業や教員研修を実施するに当たり、全国薬害被害者団体連絡協議会から講師を派遣していただき、薬害被害者やご家族の方の声を直接伺う機会を設けることが可能です。

薬害を学ぶための教材

- 薬害教育教材「薬害を学ぶ」を全中学校に配布しています。
- 関連する教師用の指導の手引きや視聴覚教材、事例集も配布しています。
- 上記の薬害教育教材、視聴覚教材、教員用の指導の手引き、事例集等を下記の厚生労働省HPに公開しています。あわせてご活用ください。
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakugai/index.html>



講師派遣

- 全国薬害被害者団体連絡協議会から、授業や教員研修のために講師を派遣していただくことが可能です。詳細は下記の専用メールアドレスからお問い合わせください。
- ※薬害被害の歴史や被害者やご家族の心情等について、お話いただくことが可能です。

全国薬害被害者団体連絡協議会の講師派遣担当窓口

講師派遣窓口専用メールアドレス： yakuhiren.lecturer@gmail.com
担当団体： 財団法人いしずえ（サリドマイド福祉センター）
住所： 〒153-0063 東京都目黒区目黒1-9-19
TEL：03-5437-5491 FAX：03-5437-5492

30. 参考情報

1. 教職課程に直接関係するもの

- これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について ～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～（答申）（平成 27 年 12 月 21 日）
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1365665.htm
- 教員需要の減少期における教員養成・研修機能の強化に向けて一国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議報告書―（平成 29 年 8 月 29 日）
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/077/gaiyou/1394996.htm

2. 学習指導内容に関するもの

- 学習指導要領「生きる力」平成 29・30 年改訂 学習指導要領、解説等
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1384661.htm
- 学習指導要領「生きる力」平成 29・30 年改訂 学習指導要領 関連資料（答申・通知等）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1384662.htm
- 新学習指導要領に対応した小学校外国語教育新教材について（平成 30 年 9 月 26 日）
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/123/houkoku/1382162.htm
- 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）（中教審第 197 号）（平成 28 年 12 月 21 日）
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1380731.htm
- 児童生徒の学習評価の在り方について（報告）（平成 31 年 1 月 21 日）
https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/31/01/_icsFiles/afielddfile/2019/01/21/1412838_1_1.pdf

3. 学校教育での取組に関するもの

- 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（中間まとめ）（令和 2 年 10 月）
※令和 2 年度内に答申予定。
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/houkoku/1382996_00006.htm
- 新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について（答申）（平成 27 年 12 月 21 日）
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1365761.htm
- チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）（平成 27 年 12 月 21 日）
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1365657.htm
- 新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）（平成 31 年 1 月 25 日）
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/079/sonota/1412985.htm
- 第 3 次食育推進基本計画（平成 28 年 3 月 18 日）
<https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/kannrenhou.html>
- 持続可能な開発のための教育（ESD:Education for Sustainable Development）（日本ユネスコ国内委員会ホームページ）
<https://www.mext.go.jp/unesco/004/1339957.htm>
- 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針（平成 30 年 6 月 26 日）
<https://www.env.go.jp/press/105645.html>
- 消費者教育の推進に関する基本的な方針（平成 25 年 6 月 28 日、平成 30 年 3 月 20 日変更）
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/consumer_education/basic_policy/
- 今後の青少年の体験活動の推進について（答申）（平成 25 年 1 月 21 日）
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1330230.htm
- 第 2 次学校安全の推進に関する計画
https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1383652.htm
- 「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育
https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/saikatsu03_h31.pdf
- 「東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議」最終報告（平成 24 年 7 月 25 日）
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/sports/012/toushin/_icsFiles/afielddfile/2012/07/31/1324017_01.pdf
- 人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について（答申）（中教審第 212 号）
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1412080.htm
- 学校と地域でつくる学びの未来
<https://manabi-mirai.mext.go.jp/>
- 教職員研修資料のまとめ～学び続ける教職員のみなさんに～
<https://www.nits.go.jp/documents/manabi/>
- 教職員の学び応援ページ～教職員支援コンテンツ特設ページ～（教職員支援機構HP内）
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1412080.htm

4. 幼児児童生徒への対応に関するもの

- 特別支援教育の推進について（通知）＜平成 19 年 4 月 1 日付け 初等中等教育局長通知＞ https://warp.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/11373293/www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/07050101.htm
- 発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン～発達障害等の可能性の段階から、教育的ニーズに気づき、支え、つなぐために～（平成 29 年 3 月） https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/1383809.htm
- 児童虐待への対応に関する施策（文部科学省ホームページ） https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302913.htm
- いじめの問題に対する施策（文部科学省ホームページ） https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302904.htm
- 不登校児童生徒への支援に関する施策（文部科学省ホームページ） https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302905.htm
- 性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について（平成 27 年 4 月 30 日） https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/27/04/1357468.htm
- 性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け） https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/04/1369211.htm
- 子供の貧困対策に関する大綱について（令和元年 11 月） <https://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/pdf/r01-taikou.pdf>
- 外国人児童生徒等の教育の充実について（報告）（令和 2 年 3 月） https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/151/mext_00255.html
- 外国人児童生徒受入れの手引き https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/002/1304668.htm
- 外国人児童生徒教育研修マニュアル https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1345412.htm
- 外国人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修モデルプログラム <https://mo-mo-pro.com/>
- 学校教育における J S L カリキュラム（小学校編、中学校編） https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/001.htm
- 外国人児童生徒のための JSL 対話型アセスメント D L A https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1345413.htm
- かすたねっと
※帰国・外国人児童生徒教育のための情報検索サイト
- 文部科学省×学校安全 <https://casta-net.mext.go.jp/>
- 教職員のための学校安全 e-ラーニング <https://anzenkyouiku.mext.go.jp/>
<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/learning/index.html>

5. その他関連する施策、計画や指針など

- 特別支援学校教員の特別支援学校教諭等免許保有状況関連 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/1343899.htm
- 地域における障害者スポーツの普及促進について（概要）（平成 28 年 3 月 10 日） https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/002_index/shiryu/_icsFiles/afieldfile/2016/03/14/1368408_04.pdf
- ユニバーサルデザイン 2020 関係関係会議 http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tokyo2020_suishin_honbu/ud2020kkkaigi/index.html
- 「知財教育タスクフォースの議論の整理」（平成 28 年 4 月 18 日） http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kensho_hyoka_kikaku/2016/kyouiku/giron.pdf
- コミュニティ・スクールを核とした地域とともにある学校づくりの一層の推進に向けて（平成 27 年 3 月） https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/103/houkoku/1356133.htm
- サイバーセキュリティ 2020（令和 2 年 7 月 21 日） <https://www.nisc.go.jp/active/kihon/pdf/cs2020.pdf>
- 犯罪被害者等基本計画 <http://www.npa.go.jp/hanzaihigai/kuwashiku/keikaku/keikaku.html>
- 日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（令和 2 年 6 月 23 日） https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/shokan_horei/other/suishin_houritsu/index.html
- 公用文等における日本人の姓名のローマ字表記について（関係府省庁申合せ）（令和元年 10 月 25 日） https://www.kantei.go.jp/jp/singi/seimei_romaji/pdf/moshiawase.pdf
- 分かり合うための言語コミュニケーション（報告）（平成 30 年 3 月 2 日） https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/hokoku/wakariau/pdf/r1403493_01.pdf
- 常用漢字表の字体・字形に関する指針（報告）（平成 28 年 2 月 29 日） https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/hokoku/pdf/92550601_01.pdf
- 敬語の指針（答申）（平成 19 年 2 月 2 日） https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/hokoku/pdf/keigo_tosin.pdf

※関係機関のホームページ等にて情報が更新されている可能性がありますので、適宜御確認ください。

31. 学習指導要領に定める各教科等に関する教材や資料集等について

文部科学省ホームページにある「各教科等に関する教材や資料集等のウェブサイトについて」(https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1394142.htm)に、各教科等に関する、例えば、以下の教育内容に関する教材や資料集等のアドレスを掲載しております。各教育内容を指導する際の参考として御利用ください。

※ 項目名は五十音順

- ・海洋に関する教育
- ・金融に関する教育
- ・社会保障に関する教育
- ・主権者教育
- ・消費者教育
- ・臓器移植に関する教育
- ・租税に関する教育
- ・地理に関する教育
- ・農業に関する教育
- ・ハンセン病に関する教育
- ・法に関する教育
- ・放射線に関する教育
- ・マイナンバーに関する教育
- ・薬害に関する教育
- ・拉致問題に関する教育
- ・領土に関する教育
- ・ワークルールに関する教育
- ・その他の基礎資料



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

総合教育政策局教育人材政策課

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

TEL : 03-5253-4111 FAX : 03-6734-3742

E-MAIL: kyo-men@mext.go.jp